

古座川町国土強靱化地域計画

清流の輝きを

しなやかに未来へつなぐまち

古座川町



令和7年2月改定
和歌山県 古座川町

目 次

| | |
|---|----|
| I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ | 1 |
| 1. 国土強靱化地域計画策定の目的 | 1 |
| 2. 国土強靱化地域計画の位置づけ | 1 |
| II. 古座川町の地域特性 | 2 |
| 1. 位置と自然及び歴史的特性 | 2 |
| 2. 人口と世帯数の特性 | 6 |
| 3. 産業の特性 | 8 |
| 4. 災害の歴史と特性 | 12 |
| 5. 住民意向調査結果の概要 | 20 |
| III. 古座川町の地域強靱化の基本目標 | 21 |
| 1. めざすべき地域の姿 | 21 |
| 2. 地域強靱化の基本目標 | 22 |
| 3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針 | 23 |
| IV. 脆弱性評価の実施 | 24 |
| 1. 想定するリスク | 24 |
| 2. 施策分野 | 24 |
| 3. 起きてはならない最悪の事態 | 25 |
| V. プログラムごとの推進方針 | 27 |
| 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる | 27 |
| 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 39 |
| 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 47 |
| 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 50 |
| 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 52 |
| 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道・簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 54 |
| 7. 制御不能な二次災害を発生させない | 59 |
| 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 65 |
| VI. 計画の着実な推進に向けて | 70 |
| 1. P D C Aサイクルによる計画推進 | 70 |
| 2. 推進体制 | 70 |
| 3. 計画の推進期間と重点化プログラム | 71 |
| 4. 本町の他の計画の見直し | 71 |

I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 国土強靱化地域計画策定の目的

東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画が策定された。

本町でも、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる各種災害等に対して、住民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱でしなやかな古座川町」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を効果的に推進することを目的に、国土強靱化地域計画を策定する。

2. 国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に係る部分については、本町が有する様々な政策分野の計画等の指針や上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。

このため、国土強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の見直しを通じて必要な施策を具体化し、地域の強靱化を推進していく。

また、同法第 14 条においては、本計画は国及び県計画と調和を図ることとなっており、国、県が策定する各計画を踏まえつつ、進捗管理（PDCA サイクル）を行う中で、必要に応じて修正を実施する。

Ⅱ. 古座川町の地域特性

1. 位置と自然及び歴史的特性

(1) 本町の位置

本町は和歌山県の南部に位置し、北部は田辺市や新宮市に、西部は白浜町やすさみ町に、南部は串本町に、東部是那智勝浦町にそれぞれ接している。

町域は東西 19.5 km・南北 21.7 kmに及び、総面積 294.23 km²である。



古座川町の位置図

(2) 地勢の特性

町の最北にそびえる紀伊半島南部の最高峰、大塔山（標高 1,121m）に源を発する古座川が町の中央を流れ、役場が所在する高池地区は古座川河口域に位置し、大半の集落は川沿いの狭小な耕地に散在し、町を形成している。

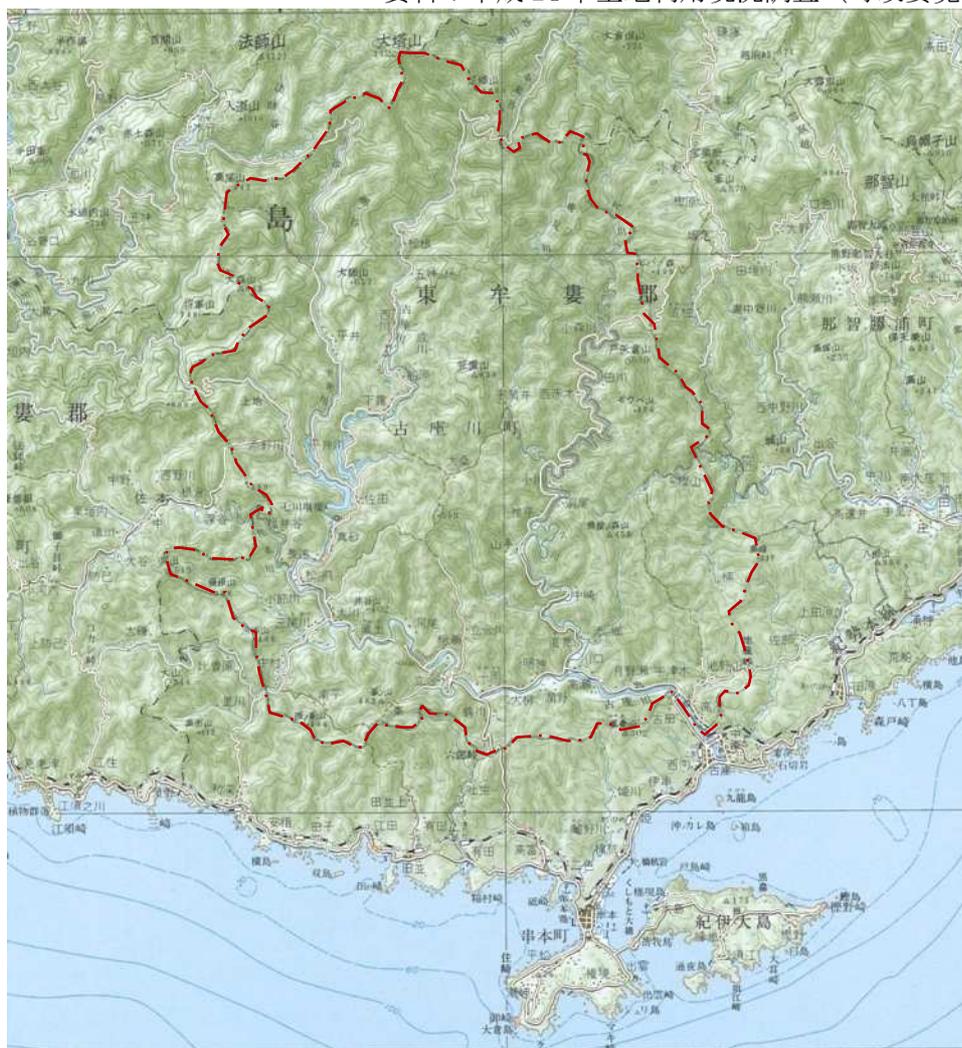
地形は急峻な土地が多く、特に古座川上流地域の小川、三尾川、七川地区は標高 500m以上の山が連なり、古座川下流地域の明神、高池地区は標高 200～300mの褶曲形の山が多く、傾斜も 30 度を越す急斜面が多くなっている。

また、町域の約 96%が森林で占められており、宅地や農用地は 1%未満となっている。

土地利用の状況

| 区分 | 森林 | 農用地 | 宅地 | その他 | 合計 |
|---------|--------|-----|-----|-----|--------|
| 面積 (ha) | 28,229 | 134 | 79 | 981 | 29,423 |
| 構成率 (%) | 95.9 | 0.5 | 0.3 | 3.3 | 100.0 |

資料：平成 24 年土地利用現況調査（町政要覧より）



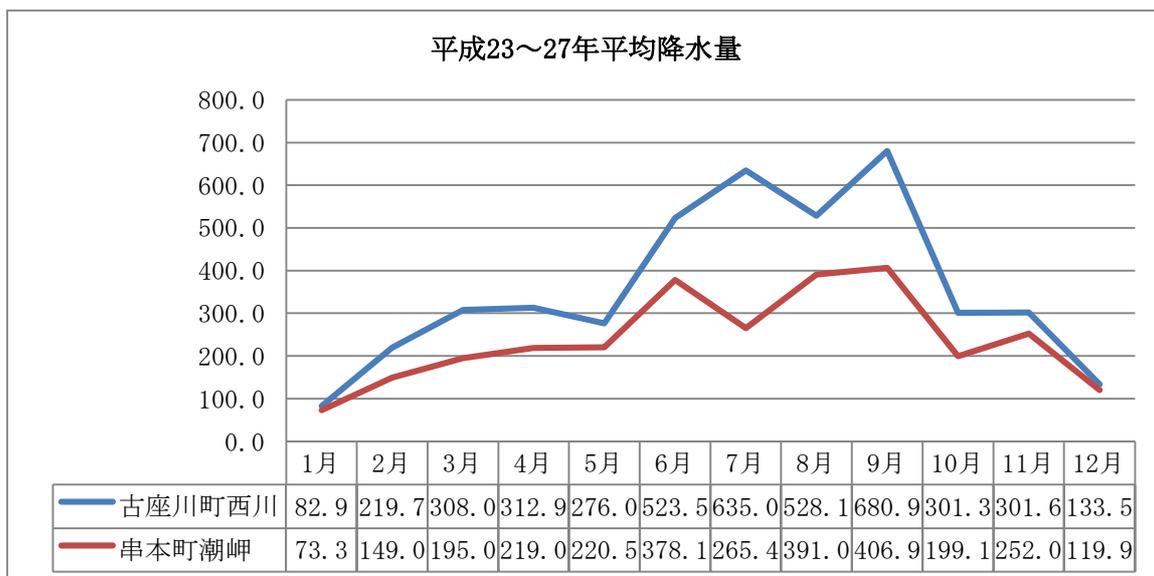
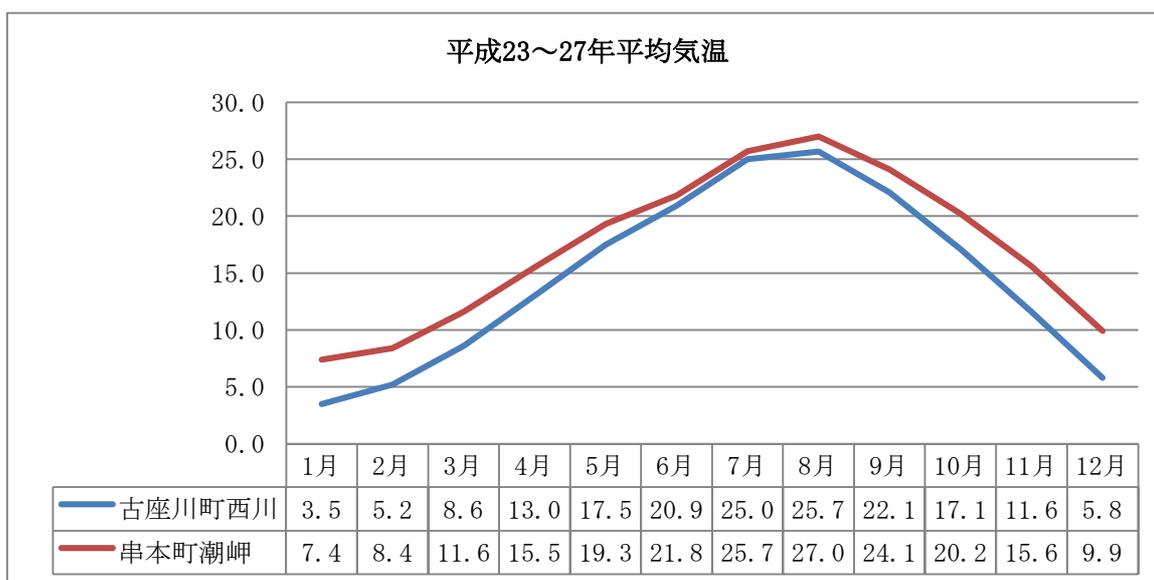
古座川町の地形図 (1/250,000)

(3) 気候の特性

本町の気候は太平洋側気候（南海型）に属し、温暖多雨で積雪はほとんどみられない。

平成 23～27 年の年平均気温は、町北部の西川で 14.7℃、町南部に近い串本町潮岬で 17.2℃ となっており、山間部の西川でも冬季の月平均気温は 3℃以上ある。

また平成 23～27 年の年平均降水量は、町北部の西川で 4,303mm、町南部に近い串本町潮岬で 2,869mm となっている。梅雨期や台風期を含む 6～9 月に雨が多く、西川では月量 500mm 以上、潮岬でも 7 月以外は月量 300mm 以上に達し、集中豪雨や台風に対する警戒が必要である。



(4) 歴史的特性

江戸時代、本町は紀州藩の統治下であり、高池地区7ヶ村、明神地区13ヶ村、小川地区の一部3ヶ村(猿川、山手、長洞尾)、三尾川地区の一部3ヶ村(日南川、洞尾、蔵土)は古座組に属し、七川地区8ヶ村、三尾川地区の残り4ヶ村(三尾川、南平、大川、長迫)、小川地区の残り5ヶ村(大桑、宇筒井、西赤木、田川、小森川)は三尾川組に属していた。

明治維新を迎え、和歌山藩・田辺藩・新宮藩の分立に伴い新宮藩の統治下に入ったが、明治4年の廃藩置県や県統廃合により新しい和歌山県が成立し、明治22年の町村制の実施によって各村は合併し、高池村、明神村、小川村、三尾川村、七川村が発足した。(高池村は明治33年に高池町となる)

その後、昭和31年3月31日に高池町、明神村、小川村、三尾川村、七川村の1町4村が合併して新しく古座川町が誕生し、現在に至っている。

本町の温暖多雨な気候は樹木の育成に適しており、良質な古座川材の産地として古くから知られている。



2. 人口と世帯数の特性

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は2,899人（平成28年4月現在・住民基本台帳）で、昭和31年の町制発足時から人口減少が続いている。このため、平成22年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となっている。

世帯数は、1,530世帯（同）で減少傾向にあり、世帯人員は核家族化と単身者世帯増の影響で1.89人と減少している。

年齢別人口構成は、年少人口・生産年齢人口・高齢者人口とも減少傾向にあり、平成27年時点で年少人口比率は7.8%（県平均より4.3ポイント下回り、高野町、北山村、紀美野町に次いで4番目に低い）、生産年齢人口比率は39.4%（県平均より17.6ポイント下回り、県下で最も低い）、高齢人口比率は52.8%（県平均より21.9ポイント上回り、県下で最も高い）となっており、少子高齢化が進行している。

国勢調査による人口・世帯数の推移

| | 人口（人） | 世帯数（世帯） | 世帯当り人口（人） |
|-------|-------|---------|-----------|
| 平成2年 | 4,193 | 1,722 | 2.43 |
| 平成7年 | 3,884 | 1,674 | 2.32 |
| 平成12年 | 3,726 | 1,650 | 2.26 |
| 平成17年 | 3,426 | 1,585 | 2.16 |
| 平成22年 | 3,103 | 1,479 | 2.10 |
| 平成27年 | 2,826 | 1,384 | 2.04 |

住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年4月1日時点）

| | 人口（人） | 世帯数（世帯） | 世帯当り人口（人） |
|-------|-------|---------|-----------|
| 平成23年 | 3,236 | 1,638 | 1.98 |
| 平成24年 | 3,174 | 1,620 | 1.96 |
| 平成25年 | 3,133 | 1,616 | 1.94 |
| 平成26年 | 3,042 | 1,579 | 1.93 |
| 平成27年 | 2,953 | 1,543 | 1.91 |
| 平成28年 | 2,899 | 1,530 | 1.89 |

※平成24年のみ3月1日時点

国勢調査による年齢別人口構成の推移

| | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ |
|-------|------------|---------------|---------------|
| 平成12年 | 337人（9.0%） | 1,801人（48.3%） | 1,588人（42.6%） |
| 平成17年 | 309人（9.0%） | 1,586人（46.3%） | 1,531人（44.7%） |
| 平成22年 | 262人（8.5%） | 1,345人（43.3%） | 1,496人（48.2%） |
| 平成27年 | 220人（7.8%） | 1,110人（39.4%） | 1,486人（52.8%） |
| （県平均） | （12.1%） | （57.0%） | （30.9%） |

(2) 人口流動の特性

昼夜間人口比率（昼間人口÷常住人口）は平成22年で97.2%となっており、わずかに流出超過となっている。

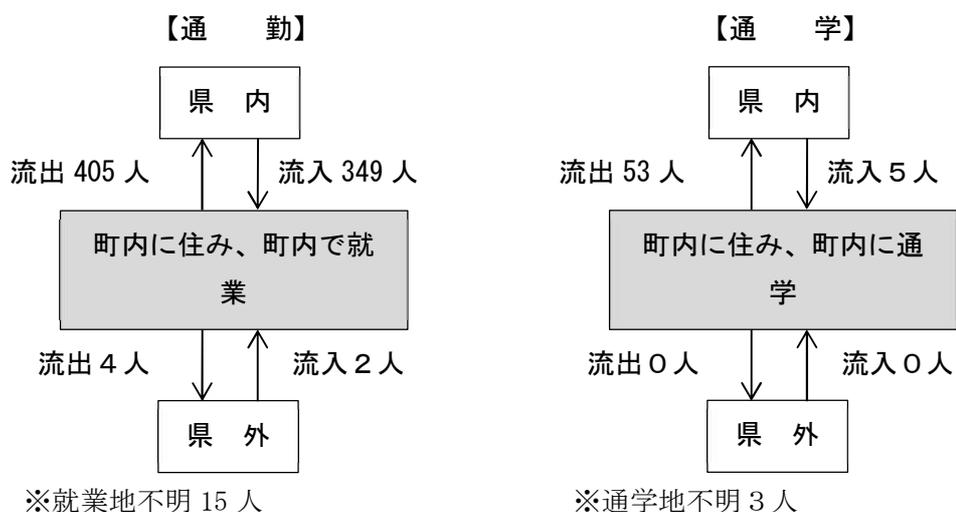
町内に居住する15歳以上の就業者1,131人のうち、405人（35.8%）が町以外の県内へ、4人（0.4%）が県外へ通勤している。一方、県内から349人、県外から2人の就業者が流入している。

また、町内に居住する15歳以上の通学者77人のうち、53人（68.8%）が町以外の県内へ通学している。一方、県内から5人の通学者が流入している。

昼夜間人口比率の推移

| 年 度 | 昼夜間人口比率 |
|-------|---------|
| 平成12年 | 96.8% |
| 平成17年 | 96.5% |
| 平成22年 | 97.2% |

資料：国勢調査



通勤・通学者の流出・流入状況（平成22年）

資料：国勢調査

3. 産業の特性

(1) 産業別就業者の特性

本町の就業者数は平成 22 年で 1,131 人であるが、昭和 60 年からの 25 年間に約 1,000 人減少してほぼ半減している。25 年間の変化を業種別にみると、第 1 次産業人口は約 20%減少、第 2 次産業人口は約 35%、第 3 次産業人口は約 80%と減少している。

産業別の就業者比率は平成 22 年で第 1 次産業 12.1%、第 2 次産業 15.4%、第 3 次産業 71.3%であり、第 1・2 次産業の比率減少と第 3 次産業の比率増加の傾向が続いている。

産業別就業者数の推移（人）

| | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | H22/S60 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 第 1 次産業 | 625 (29.3%) | 299 (17.5%) | 208 (13.1%) | 205 (14.3%) | 162 (12.6%) | 137 (12.1%) | 0.22 |
| 第 2 次産業 | 502 (23.5%) | 441 (25.8%) | 444 (28.0%) | 294 (20.5%) | 196 (15.2%) | 174 (15.4%) | 0.35 |
| 第 3 次産業 | 1,007 (47.2%) | 969 (56.7%) | 931 (58.8%) | 933 (65.2%) | 927 (72.0%) | 806 (71.3%) | 0.80 |
| 総 数 | 2,134 (100.0%) | 1,709 (100.0%) | 1,583 (100.0%) | 1,432 (100.0%) | 1,287 (100.0%) | 1,131 (100.0%) | — |
| 人 口 | 4,584 | 4,193 | 3,884 | 3,726 | 3,426 | 3,103 | 0.68 |
| 就業率 | 46.6% | 40.8% | 40.8% | 38.4% | 37.6% | 36.4% | — |

資料：国勢調査

※平成 17 年の総数には分類不能が 2 人、平成 22 年の総数には分類不能が 14 人含まれている。

(2) 農業の特性

平成 27 年の農業就業人口・農家数・経営耕地面積は約 110 人・約 750 戸・62ha で、15 年前と比較して就業人口と経営耕地面積は概ね半減、農家数も 2 割まで減少している。

農家数の約 6 割は専業農家で占められている。

また、農業所得の向上にと導入されたゆず生産・加工、農産物の直売などが徐々に定着しつつあるが、本町の農業経営は自家消費型農業が主で、経済基盤は弱い状況にある。

農業の状況

| | 平成 12 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | H27/H12 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 農業就業人口 (人) | 245 | 128 | 111 | 0.45 |
| 農家数 (戸) | 358 | 251 | 70 | 0.20 |
| 〔うち専業農家〕 | 59 | 55 | 41 | 0.69 |
| 〔うち第 1 種兼業農家〕 | 6 | 6 | 2 | 0.33 |
| 〔うち第 2 種兼業農家 ・自給的農家〕 | 293 | 190 | 27 | 0.09 |
| 経営耕地面積 (ha) | 116 | 64 | 62 | 0.53 |

資料：農林業センサス

(3) 林業の特性

平成 22 年の林業就業人口・林家数は約 50 人・約 230 戸で、10 年前と比較して就業人口は半数以下、林家数は 3/4 に減少している。約 28,200ha の森林面積や 60% の人工林率は 10 年前と大きな変化はないが、激減した担い手で林業を支えていることになる。

古くからの町の産業である林業は木材の構造不況によって低迷を続けており、林業経営のみで生計を維持している町内林家はわずか 2% 程度で、林業関係者の大半は山林労務によってその収入を得ている状況にある。

林業の状況

| | 平成 12 年 | 平成 22 年 | H22/H12 |
|------------|---------|---------|------------|
| 林業就業人口 (人) | 112 | 49 | 0.44 |
| 林家数 (戸) | 306 | 232 | 0.76 |
| 森林面積 (ha) | 28,209 | 28,195 | 1.00 |
| 〔うち国有林〕 | 820 | 386 | 0.47 |
| 〔うち民有林〕 | 27,389 | 27,809 | 1.02 |
| 人工林率 (%) | 59.4 | 60.0 | 0.6 ポイント増加 |

資料：農林業センサス

(4) 商業の特性

平成 26 年の卸売・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額は約 40 ヶ所・約 130 人・約 13 億円で、12 年前と比較して 2～4 割減少している。

商店は小規模なスーパーと個人商店で構成されている。

商業の状況（卸売・小売業合計）

| | 平成 14 年 | 平成 26 年 | H26/H14 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 事業所数（ヶ所） | 74 | 42 | 0.57 |
| 従業者数（人） | 205 | 134 | 0.65 |
| 年間商品販売額（百万円） | 1,672 | 1,301 | 0.78 |

資料：和歌山県統計書

(5) 工業の特性

平成 25 年の工業の事業所数・従業者数は 3 ヶ所・30 人であり、12 年前と比較して事業所数は 6 割減少しており、従業者数はほぼ半減している。

事業所は、地場の小規模な製材所が中心となっている。

工業の状況（従業者 4 人以上の事業所）

| | 平成 13 年 | 平成 25 年 | H25/H13 |
|----------|---------|---------|---------|
| 事業所数（ヶ所） | 8 | 3 | 0.38 |
| 従業者数（人） | 57 | 30 | 0.53 |

資料：和歌山県統計書

(6) 観光の特性

古座川町の観光客は、平成7年に約6.3万人だったのが、平成28年は約12.5万人となり、大きく増加している。観光客の目的は「温泉・保養」「キャンプ」「花見」「川釣り」などが主なものである。宿泊施設は、「ぼたん荘」以外は小規模な民宿・旅館であり、川釣り客等の利用が比較的多くなっている。

平成21年には、国指定天然記念物である一枚岩の対岸に町内初の「道の駅一枚岩」が、平成22年には、県指定名勝天然記念物である滝の拝に「道の駅瀧之拝太郎」が、さらに平成26年には、国指定天然記念物である虫喰岩前に「道の駅虫喰岩」がそれぞれ完成しており、観光の拠点となっている。

また、平成26年には古座川町を含めた「南紀熊野」地域が日本ジオパークに認定され、町内では11ヶ所（「高池の虫喰岩」「河内島」「宇津木石採石場跡」「牡丹岩」「古座川の潜水橋」「古座川の一枚岩」「嶽ノ森山」「真砂の舟着き場跡」「佐本溪谷の古座街道」「滝の拝」「鳴石」）がジオサイトとして選定されている。

町の観光客数の推移

| 年次 | 宿泊客数（人） | 日帰り客数（人） | 合計（人） |
|-------|---------|----------|---------|
| 平成22年 | 6,232 | 123,389 | 129,621 |
| 平成23年 | 4,591 | 91,800 | 96,391 |
| 平成24年 | 6,162 | 106,160 | 112,322 |
| 平成25年 | 6,480 | 108,465 | 114,945 |
| 平成26年 | 6,525 | 113,123 | 119,648 |
| 平成27年 | 6,383 | 114,867 | 121,250 |
| 平成28年 | 5,653 | 119,957 | 125,610 |

資料：和歌山県観光客動態調査



古座川の一枚岩

4. 災害の歴史と特性

(1) 本町における災害の概要

本町は、紀伊半島の南東側に位置する多雨地帯であるうえ、梅雨期の集中豪雨に加え、台風災害常襲地帯となっている。特に本町の地形は、急峻な谷間の河川沿いに住家及び資産の多くが集積した厳しい地形にあるため、短時間の豪雨による河川の氾濫や低地帯での浸水被害、上流地域の土砂災害が発生しやすい状況にある。

地震被害については、四国沖から東海沖の南海トラフに震源を持つ巨大地震が周期的（100～150年）に発生している。昭和19年の東南海地震の発生から既に70年余りが経過し、南海地震と併せて警戒を要する。

(2) 主な風水害履歴

(その1)

| 発 生 年 月 日 | 種 別 | 被 害 状 況 | 備 考 |
|------------|-------|---|--|
| 昭和32年9月11日 | 台風11号 | 水稲被害 町道決壊 10箇所 林道決壊 12箇所 護岸決壊 1箇所 | 最大時間雨量9/11 15.6mm 累計雨量9/10～9/12 126.5mm |
| 昭和33年8月25日 | 台風17号 | 軽傷者 456人 家屋全壊 5戸 流失 11戸 半壊 31戸 床上浸水 640戸 床下浸水 154戸 道路被害 750箇所 橋りょう 296箇所 | 最大時間雨量8/25 30.9mm 累計雨量8/23～8/25 232.4mm |
| 昭和34年8月9日 | 台風6号 | 床上浸水 3戸 床下浸水 10戸 道路決壊 33箇所 橋りょう流失 4箇所 | 最大時間雨量8/9 32.0mm 累計雨量8/7～8/9 188.8mm |
| 昭和35年10月7日 | 集中豪雨 | 池野山区床上浸水 50戸 鶴川地区木実谷の大池決壊 | 最大時間雨量10/7 29.0mm 累計雨量10/5～10/7 183.2mm |
| 昭和36年9月16日 | 台風18号 | 家屋全壊 11戸 家屋半壊 115戸 学校被害額 3,347千円 橋りょう被害 7箇所 | 最大時間雨量9/16 14.6mm 累計雨量9/14～9/16 59.7mm |
| 昭和37年7月27日 | 台風7号 | 死者 4名 被害総額 1億1,647万2千円 災害救助法適用 | 最大時間雨量7/27 47.2mm 累計雨量7/26～7/28 232.8mm |
| 平成2年9月19日 | 台風19号 | 家屋半壊 4戸 家屋一部破損 134戸 道路被害 28箇所 河川被害 66,200千円 6箇所 林道被害 31,700千円 7箇所 45,000千円 | 最大時間雨量9/19 49.0mm 累計雨量9/17～9/19 490.0mm |
| 平成2年9月30日 | 台風20号 | 家屋半壊 1戸 家屋一部破損 19戸 道路被害 2箇所 林道被害 10,000千円 7箇所 112,500千円 | 最大時間雨量9/30 36.0mm 累計雨量9/29～9/30 227.0mm |
| 平成10年9月23日 | 集中豪雨 | 家屋一部破損 2戸 床下浸水 3戸 道路被害 8箇所 林道被害 11箇所 | 最大時間雨量9/23 57.0mm 累計雨量9/22～24 574.0mm |
| 平成13年8月21日 | 台風11号 | 床上浸水 70戸 床下浸水 81戸 道路被害 47,021千円 橋りょう被害 115,048千円 林道施設 29,777千円 診療所施設設備 28,542千円 学校施設設備 12,835千円 社会体育施設 6,017千円 | 最大時間雨量8/21 63.0mm 累計雨量8/20～8/22 634.0mm |
| 平成13年9月30日 | 集中豪雨 | 床下浸水 8戸 道路被害 3箇所 河川被害 3箇所 水道施設被害 2箇所 | 最大時間雨量9/30 71.0mm 累計雨量9/29～10/1 303.0mm |

※古座川町「被害状況報告」より

※出典：和歌山地方気象台「地域気象観測毎時降水量(mm)日報」より

※観測地点：潮岬測候所データ（昭和32年～昭和37年）、西川地域気象観測所データ（平成2年～平成23年）

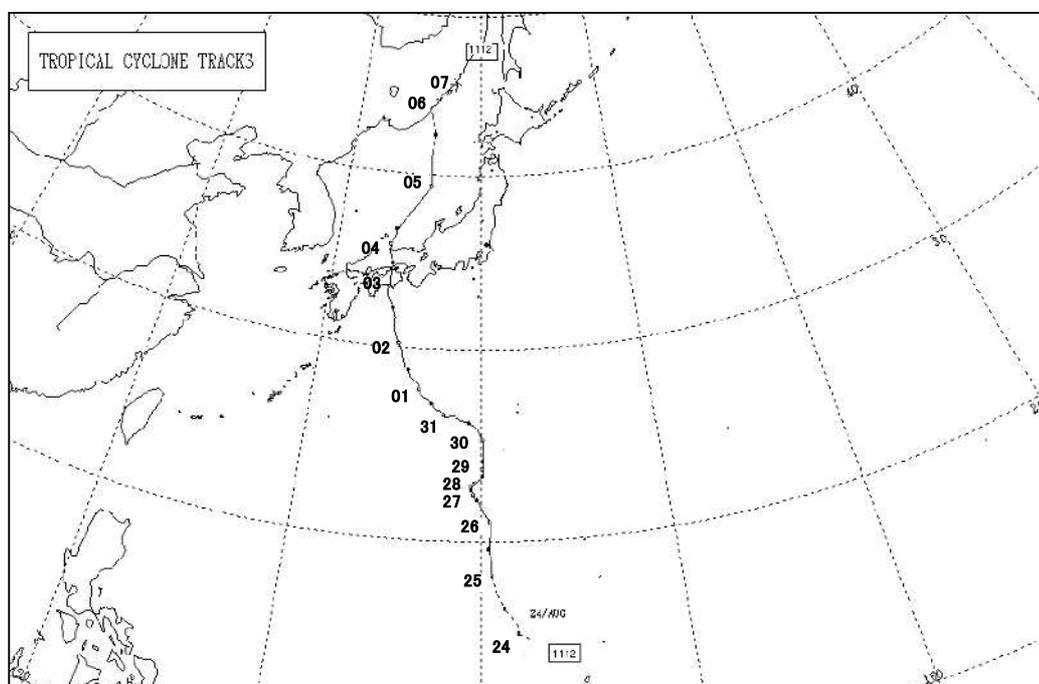
(その2)

| 発 生 年 月 日 | 種 別 | 被 害 状 況 | 備 考 |
|-----------|-------|--|---|
| 平成23年9月2日 | 台風12号 | 全壊（流出） 1戸 床上浸水 585戸 床下浸水 140戸 道路被害 11路線 511,000千円 橋りょう被害 2橋 280,000千円 河川被害 2件 10,500千円 農道等被害 4件 14,000千円 林道被害 10路線15箇所 124,046千円 学校施設被害 145,670千円 公共施設被害 125,000千円 | 最大時間雨量9/3 75.0mm 累計雨量8/31～9/4 1149.0mm |

※「台風12号による被害等について」（和歌山県古座川町 H23.10.4資料）より

※出典：和歌山地方気象台「地域気象観測毎時降水量(mm)日報」より

※観測地点：西川地域気象観測所データ（平成23年）



【平成23年 台風12号の経路図】

出典：気象庁HP (http://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/typhoon/route_map/bstv2011.html)

(3) 本町周辺における被害地震

| NO. | 発 生 年 月 日 | 地震の規模 (M) | 震 央 位 置 (推 定) |
|--|--------------------|--------------------------------------|--|
| 被害の範囲 | | | |
| 地震に関する記録 | | | |
| 1 | 684 (天武13) 年11月29日 | M ≒ 8 ¹ / ₄ | 東経 133.5~135.0°, 北緯 32 ¹ / ₄ ~33 ¹ / ₄ ° |
| 天武地震 土佐その他南海・東海・西海諸道 | | | |
| 山崩れ河涌き、諸国の郡官舎・百姓倉・寺塔・神社の倒壊多く、人畜の死傷多し。津波来襲し、土佐の運調船多数沈没。伊予の温泉・紀伊の牟婁(現鉛山?)温泉湧出とまり、土佐では田苑50余万頃(約10km ²)沈下して海となる。津波は熊野海岸、土佐沿岸など広く襲来。 | | | |
| 2 | 887 (仁和3) 年8月26日 | M=8.0~8.5 | 東経 135.0°, 北緯 33.0° |
| 仁和地震 五畿七道 | | | |
| 京都で諸司の舎屋、東西両京の民家の倒壊多く、圧死者多数、津波が沿岸を襲い溺死者多数、とくに摂津の国の浪害が最大。津波は、四国、紀伊半島および大阪湾の沿岸を襲い、溺死者多数。 | | | |
| 3 | 1099 (承徳3) 年2月22日 | M=8.0~8.3 | 東経 135~136°, 北緯 32.5~33.5° |
| 康和地震 南海道・畿内 | | | |
| 興福寺西金堂・塔小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺廻廊倒る。土佐で田千余町(約1,000ha)みな海に沈む。 | | | |
| 4 | 1361 (正平16) 年8月3日 | M=8 ¹ / ₄ ~8.5 | 東経 135.0°, 北緯 33.0° |
| 正平地震 畿内・土佐・阿波 | | | |
| 摂津四天王寺の金堂転倒し5人圧死、山城東寺の講堂傾く。興福寺金堂・南円堂破損。奈良薬師寺の金堂の2階傾き、招提寺塔の九輪大破し回廊など倒れる。紀伊熊野社の社頭ならびに仮殿その他悉く破壊。その他諸堂の破損多し。熊野山の山路ならびに山河の破損多く、湯の峰温泉の湧出とまる。津波が沿岸を襲い摂津・阿波・土佐で被害、とくに阿波の雪湊(由岐)では流失1,700戸、流死60(以上?)。津波に先立ち難波浦で数百町干あがった。余震多し。津波は紀伊半島から土佐の沿岸を襲い、摂津で高さ3~5m、阿波の雪湊で大津波、土佐で高さ5~7m。 | | | |
| 5 | 1498 (明応7) 年8月25日 | M=8.2~8.4 | 東経 138.0°, 北緯 34.0° |
| 明応東海地震 東海道全般 | | | |
| 紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動大きく、熊野本宮の社殿倒れ、那智の坊舎崩れ、湯峰温泉は10月8日(18日という史料もある)まで湧出がとまった。遠江では山崩れ地裂けた。震害に比して津波の被害が大きく、津波は紀伊から房総の海岸を襲った。和田浦鵜ノ島(現和歌山市)が津波で流失。 | | | |
| 6 | 1605 (慶長9) 年2月3日 | M=7.9 | 東経 138.5°, 北緯 33.5° (地点A) 東経 134.9°, 北緯 33.0° (地点B) |
| 慶長地震 東海・南海・西海諸道 | | | |
| 2つの地震A、Bが生じたものと考えられる。震害の記録は見当たらない。一方、津波は犬吠崎から九州に至る太平洋岸に押し寄せ、紀伊半島西岸の広村では戸数1,700のうち700戸流失、阿波の鞆浦で波高10丈(約30m)、死100余人、宍喰で波高2丈(約6m)、死1,500余(または3,806人)、土佐甲浦で死350余、崎浜で50余、室戸岬付近で400余。 | | | |
| 7 | 1707 (宝永4) 年10月28日 | M=8.6 | 東経 135.9°, 北緯 33.2° |
| 宝永地震 五畿七道 | | | |
| 我が国最大級の海洋型地震の一つである。震害は、紀伊田辺町では被災家411戸中、潰138、大破119、残りの154は流失し、死20名。津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸および大阪湾・播磨・伊予・防長を襲った。紀伊でも津波の被害は大きく、広村では総戸数約1,000のうち700戸流亡、150戸破損、死292(うち100はよそ者)、広村では第2波が高く、第3波はそれより低かった。湯浅では総戸数1,000戸のうち、流失家屋292、破損275、死53(うち12はよそ者)であった。紀伊の湯峰・山地・龍神・瀬戸鉛山の湯がとまった。 | | | |
| 8 | 1854 (安政元) 年12月23日 | M=8.4 | 東経 137.8°, 北緯 34.0° |
| 安政東海地震 東海・東山・南海諸道 | | | |
| 被害区域は、関東から近畿に及ぶ。有感範囲は、東北から、九州東北半に及ぶ。伊勢、三河、若狭越前、土佐、伊豆等に被害は及ぶ。全国では、倒壊、流失家屋数8,300、焼失300、死者1,000という。 | | | |

出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

| NO. | 発 生 年 月 日 | 地震の規模 (M) | 震 央 位 置 (推 定) |
|--|---------------------|-----------|-----------------------|
| 被害の範囲 | | | |
| 地震に関する記録 | | | |
| 9 | 1854 (安政元) 年12月24日 | M=8.4 | 東経 135.0°, 北緯 33.0° |
| 安政南海地震 畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道 | | | |
| この地震は、前の地震の32時間後に起きた。被害は、南海、西海、山陽、山陰に及び、高知にては、火災を起こし、2,500戸を焼失、徳島においては、1,000戸を焼失した。震源近くでは震害と浪害の区別が付きにくい。紀伊田辺領で潰255、流失532、焼失441、土蔵焼失264、寺焼失3、死24といい、津波は4回押し寄せ第3波が最大。和歌山領(勢州領分も含む)で潰・破損家1万8,086、流失8,496、焼失24、流死699、山崩れ216ヶ所であった。広村は戸数399のうち125流失、10潰、46半潰、158汐入破損し、人口1,323のうち、死36人であった。紀伊沿岸は、熊野以西で大半流失した村々が多かった。波高は串本で5丈(15m)、古座で3丈(9m)あった。 | | | |
| 10 | 1899 (明治32) 年3月7日 | M=7.0 | 東経 136.1°, 北緯 34.1° |
| 紀伊大和地震 紀伊半島南東部 | | | |
| 奈良・三重・和歌山各県に被害。とくに奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大。和歌山県では新宮で家屋・土蔵の破損。 | | | |
| 11 | 1938 (昭和13) 年1月12日 | M=6.8 | 東経 135.07°, 北緯 33.58° |
| 田辺湾沖 | | | |
| 紀伊水道沿岸で小被害。とくに和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊・家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。田辺で岸壁に亀裂。鉛山付近の温泉異常あり。紀伊水道沿岸で地鳴り聞こえ、井水位の増減あり。海震あり。余震は少ない。 | | | |
| 12 | 1944 (昭和19) 年12月7日 | M=7.9 | 東経 136.62°, 北緯 33.80° |
| 昭和東南海地震 東海道沖 | | | |
| 被害は静岡、愛知、岐阜、三重の各県に多く、滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫の各県にも小被害があった。津波が伊豆半島から紀伊半島の間を襲った。波の高さは熊野灘沿岸で6~8m、伊勢湾・渥美湾内は約1m内外、遠州灘沿岸で1~2m、とくに伊豆下田で最大2.1m、松坂で1.25m、尾鷲で8~10m、鈴鹿で8.4m、紀伊半島東部の海岸は30~40cm沈降したらしい。津波の被害は三重県・和歌山県に集中した。 | | | |
| 13 | 1946 (昭和21) 年12月21日 | M=8.0 | 東経 135.62°, 北緯 33.03° |
| 昭和南海地震 南海道沖 | | | |
| 被害は中部地方から九州まで及んだ。過去の地震歴史に我が国最大級とされる宝永大地震(1707年)クラスの影響の広さを示した。一般に震害はそれほどでもなかった。いちばんひどかった高知県中村町は全世帯数2,177で全壊家屋2,421、半壊773、全焼62、死273、傷3,358に及んだ。津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。その被害は、地震によるものよりも大きく波高は、紀伊の南端袋で6.9mに達し、三重・徳島・高知の沿岸で4~6mに達した。津波の周期は震央の近くでは10~20分のもので多く、震後10分経たないうちに襲われたところもあった。田辺市旧新庄村は全戸数630のうち79流失、浸水401、全壊50、半壊35、死は26、傷30で、地震による倒壊は古い家2~3のみであった。 | | | |
| 14 | 1948 (昭和23) 年6月15日 | M=6.7 | 東経 135.40°, 北緯 33.75° |
| 日高川地震 田辺市付近 | | | |
| 和歌山県・奈良県南部で小被害。とくに西牟婁地方で被害が大きかった。合計で死2、傷33、家屋倒壊60、損害家屋多数。震央付近で地すべりや道路・堤防などの被害があった。和歌山の被害は死1、傷者18、家屋全壊4、半壊33、道路崩壊597、橋落下2、山崩れ51など。余震多数。 | | | |
| 15 | 1952 (昭和27) 年7月18日 | M=6.8 | 東経 135.78°, 北緯 34.45° |
| 吉野地震 奈良県中部 | | | |
| 和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠約1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広がっている。 | | | |

出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

| NO. | 発 生 年 月 日 | 地震の規模 (M) | 震 央 位 置 (推 定) |
|--|---------------------|-----------|------------------------------|
| 被害の範囲 | | | |
| 地震に関する記録 | | | |
| 16 | 1995 (平成7) 年1月17日 | M=7.2 | 東経 135° 02.2' , 北緯 34° 35.7' |
| 兵庫県南部地震・阪神淡路大震災 兵庫県南東沿岸 | | | |
| <p>午前5時46分、淡路島付近、震源深さ14kmで起こった。本地震は、地震災害としてあげられる全ての被害事象が発生した。火災・ライフラインの被害、道路・鉄道の被害などが顕著であった。被害状況は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">被害概要：死者 6,308人 負傷者 約41,500人 家屋全壊 103,385棟 家屋半壊 127,873棟 被害額 約96,000億円 (概算) (消防庁調べ)</p> | | | |
| 17 | 2000 (平成12) 10月6日 | M=7.3 | 東経 133° 20.9' , 北緯 35° 16.4' |
| 鳥取県西部地震 鳥取県西部 | | | |
| <p>13時30分、鳥取県西部の深さ11kmでM7.3の地震が発生し、鳥取県境港市及び日野町で震度6強を観測した。この地震により、負傷者138名、全壊家屋371棟等の被害が発生したが、幸い死者はなかった。被害は、主に地震による揺れによるものであった。被害の範囲は、鳥取県、岡山県、香川県、兵庫県、島根県、広島県、徳島県、大阪府、和歌山県、山口県の1府9県である。</p> | | | |
| 18 | 2001 (平成13) 年3月24日 | M=6.7 | 東経 132° 41.6' , 北緯 34° 07.9' |
| 芸予地震 安芸灘 | | | |
| <p>15時27分、安芸灘の深さ51kmで発生し、広島県の河内町、大崎町、熊野町で震度6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。この地震により、広島県呉市と愛媛県北条市でそれぞれ1名、計2名の方が亡くなった。この他、負傷者は、広島・愛媛・山口・島根・高知・福岡・岡山の7県の計261名、物的被害は、8県にのぼり、住家全壊48棟、半壊274棟、一部破損32,530棟等の被害があった (消防庁調べ)。また、報道によれば、廿日市市、広島市の海岸部で液状化現象が発生した。</p> | | | |
| 19 | 2004 (平成16) 年9月5日 | M=7.1 | 東経 136° 47.8' , 北緯 33° 01.9' |
| 紀伊半島沖 | | | |
| <p>19時07分、紀伊半島沖でM7.1の地震が発生し、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、近畿地方を中心に、東北地方南部から九州地方にかけて震度1～4を観測した。この地震により、千葉県から高知県までの太平洋沿岸及び伊豆諸島、小笠原諸島で津波が観測された。観測された津波の高さは、串本町袋港で20時02分に34cmなどであった (検潮記録による)。この地震及び津波による被害は、負傷者6名であった。</p> | | | |
| 20 | 2004 (平成16) 年9月5日 | M=7.4 | 東経 137° 08.4' , 北緯 33° 08.2' |
| 東海道沖 | | | |
| <p>上記地震が発生した4時間50分後の9月5日23時57分、上記地震の東北東約30kmの東海道沖でM7.4の地震が発生した。この地震により、三重県の松阪市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1～4を観測した。検潮記録により観測された津波の高さは、串本町袋港で6日00時23分に86cm、那智勝浦町浦沖で6日00時21分に61cmなどであった。この地震及び津波による被害は、負傷者36名、住家一部破損2棟などであった。</p> | | | |
| 21 | 2004 (平成16) 年10月23日 | M=6.8 | 東経 138° 52.0' , 北緯 37° 17.5' |
| 新潟県中越地震 新潟県中越地方 | | | |
| <p>17時56分、新潟県中越地方の深さ13kmでM6.8の地震が発生し、新潟県の川口町で震度7、小千谷市、山古志村、小国町で震度6強を観測したほか、東北地方から近畿地方にかけて震度1から5強を観測した。震度7が観測されたのは、気象庁が1949年に震度7の震度階級を設定してから2度目である (1度目は現地調査で判明した平成7年 (1995年) 兵庫県南部地震であり、計測震度計で震度7が観測されたのは、初めてである)。この地震により、死者40名、負傷者2,867名、住家全壊2,028棟、住家半壊4,430棟、住家一部破損42,429棟、建物火災9棟などの被害が発生した。和歌山県北部では震度1を観測した。</p> | | | |

出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧、地震・火山月報 (防災編)

| NO. | 発 生 年 月 日 | 地震の規模 (M) | 震 央 位 置 (推 定) |
|---|------------------------|-----------|------------------------------|
| 被害の範囲 | | | |
| 地震に関する記録 | | | |
| 22 | 2007 (平成19) 年 3 月 25 日 | M=6.9 | 東経 136° 41.1′ , 北緯 37° 13.2′ |
| 能登半島地震 能登半島沖 | | | |
| <p>午前 9 時 41 分、能登半島沖の深さ 11km で地震が発生し、石川県輪島市、七尾市、穴水町で震度 6 強、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から中国・四国地方にかけて震度 5 強～1 を観測した。この地震により石川県を中心に富山県、新潟県、福井県で、死者 1 名、負傷者 327 名、住家全壊 540 棟、住家半壊 826 棟などの被害が生じた。和歌山県南部では震度 1 を観測した。</p> | | | |
| 23 | 2007 (平成19) 年 4 月 15 日 | M=5.4 | 東経 136° 24.4′ , 北緯 34° 47.4′ |
| 三重県中部 | | | |
| <p>午後 0 時 19 分、三重県中部の深さ 16km で地震が発生した。この地震により、負傷者 13 名 (うち重傷者 3 名)、住家の一部破損 122 棟等の被害が生じた (総務省消防庁による)。発震機構は北東-南西方向に圧力軸を持つ逆断層型であった。本震の約 2 分前には、M3.2 (最大震度 2) の前震が観測された。和歌山県南部では震度 3 を観測した。</p> | | | |
| 24 | 2007 (平成19) 年 7 月 16 日 | M=6.8 | 東経 138° 36.5′ , 北緯 37° 33.4′ |
| 新潟県中越沖地震 新潟県中越沖 | | | |
| <p>午前 10 時 13 分、新潟県上中越沖の深さ 17km で地震が発生し、新潟県柏崎市、刈羽村、長岡市、長野県飯綱町で震度 6 強、新潟県上越市、小千谷市、出雲崎町で震度 6 弱を観測したほか、北陸地方を中心に東北から近畿・中国地方にかけて震度 5 強～1 を観測した。また、同日午後 3 時 37 分にも、新潟県上中越沖の深さ 23km で M5.8 の地震が発生し、新潟県長岡市、出雲崎町で震度 6 弱を観測したほか、北陸地方を中心に東北から東海地方にかけて震度 5 強～1 を観測した。</p> <p>これらの地震により新潟県を中心に長野県、富山県で死者 11 名、負傷者 1,987 名、住家全壊 1,109 棟、住家半壊 3,026 棟などの被害が生じた。和歌山県南部では震度 1 を観測した。</p> | | | |
| 25 | 2009 (平成21) 年 8 月 11 日 | M=6.5 | 東経 138° 29.9′ , 北緯 34° 47.1′ |
| 駿河湾 | | | |
| <p>午前 5 時 7 分、駿河湾の深さ 23km で地震が発生し、静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度 6 弱を観測したほか、東海地方を中心に東北地方から中国・四国地方にかけて震度 5 強～1 を観測した。</p> <p>この地震により静岡県を中心に東京都、神奈川県、長野県、愛知県で、死者 1 名、負傷者 318 名などの被害が生じた。本震の発震機構は北北東-南南西方向に圧力軸を持つ横ずれ成分を持つ逆断層型で、フィリピン海プレート内で発生した地震である。和歌山県南部では震度 1 を観測した。</p> | | | |
| 26 | 2011 (平成23) 年 3 月 11 日 | M=9.0 | 東経 142° 51.7′ , 北緯 38° 06.2′ |
| 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) | | | |
| <p>午後 2 時 46 分、東北沖、震源深さ 24km で起こった、我が国観測史上最大の地震である。広範囲にわたる地震動や 10m を超える巨大津波による甚大な被害が発生した。被害状況は以下に示すとおりである。</p> <p>被害概要：死者 19,074 人 行方不明者 2,655 人 負傷者 6,219 人 家屋全壊 127,361 棟 家屋半壊 273,268 棟 一部破損 762,277 棟 床上浸水 3,352 棟 床下浸水 10,217 棟 非住家被害 (公共建物 14,345 棟、その他 82,892 棟) 火災数 330 件 被害額 約 16 兆円から 25 兆円 (推計) (消防庁調べ 平成 26 年 9 月 1 日現在)</p> | | | |

出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧、地震・火山月報 (防災編)

| NO. | 発 生 年 月 日 | 地震の規模 (M) | 震 央 位 置 (推 定) |
|---|------------------------|-----------|------------------------------|
| 被害の範囲 | | | |
| 地震に関する記録 | | | |
| 27 | 2011 (平成23) 年 3 月 15 日 | M=6.4 | 東経 138° 42.8' , 北緯 35° 18.5' |
| 静岡県東部 | | | |
| 午後10時31分、静岡県東部の深さ約14kmで地震が発生し、静岡県富士宮市で震度6強を観測したほか、東北地方から中国地方にかけて震度5強～震度1を観測した。和歌山県南部では震度1を観測した。 この地震により静岡県と山梨県で重軽傷者52名、住家一部損壊536棟の被害が生じた。 | | | |
| 28 | 2011 (平成23) 年 7 月 5 日 | M=5.5 | 東経 135° 12.0' , 北緯 34° 00.0' |
| 和歌山県北部 | | | |
| 午後7時18分、和歌山県北部の深さ約10kmで地震が発生し、和歌山県広川町広、日高川町高津尾で震度5強を観測したほか、中部地方から九州地方にかけて震度5弱～震度1を観測した。古座川町峯では、震度2を観測した。 この地震により広川町等で住家一部損壊21棟の被害が生じた。(2011年7月6日現在 総務省消防庁調べ) | | | |

出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧、地震・火山月報（防災編）

（４）南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本町は、和歌山県内 19 市町、全国 14 都県 139 市町村に含まれる形で、平成 26 年 3 月「津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

深刻な津波被害（地震発生後 30 分以内に津波が到達し 30cm 以上浸水するおそれ）が予想される指定地域では、津波避難施設の整備（津波避難ビル、津波避難タワー、避難路等）に対する国からの補助が拡充される。

(5) 緊急輸送ネットワーク

和歌山県では、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

【第1次緊急輸送道路】

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路。
→本町周辺では、国道42号が指定されている。

【第2次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。
→本町では、国道371号や県道すさみ古座線が指定されている。

【第3次緊急輸送道路】

第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路。
→本町では、県道那智勝浦古座川線が指定されている。



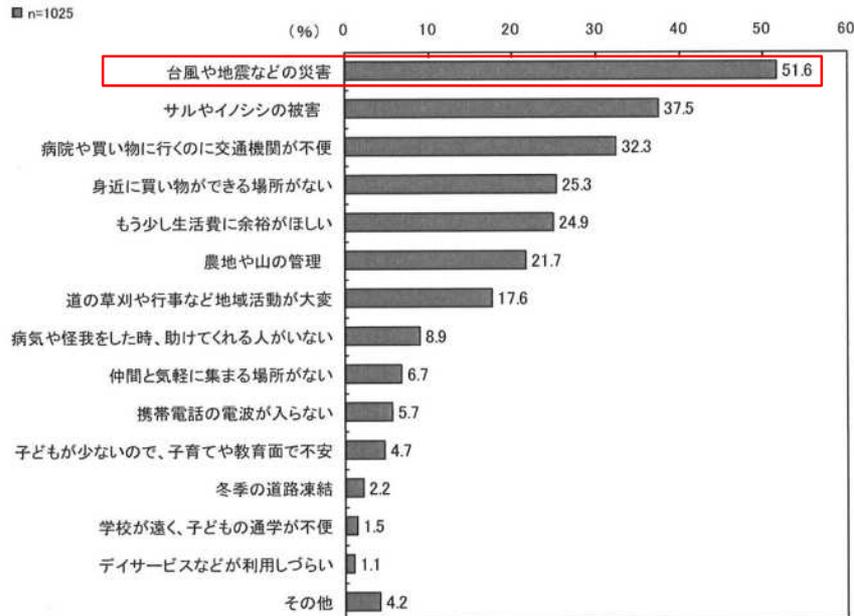
| 緊急輸送道路 | | 既供用 | 事業中 |
|--------|---------|-----|-----|
| 第一次 | 高規格幹線道路 | | |
| | その他 | | |
| 第二次 | | | |
| 第三次 | | | |

古座川町周辺の緊急輸送道路ネットワーク図

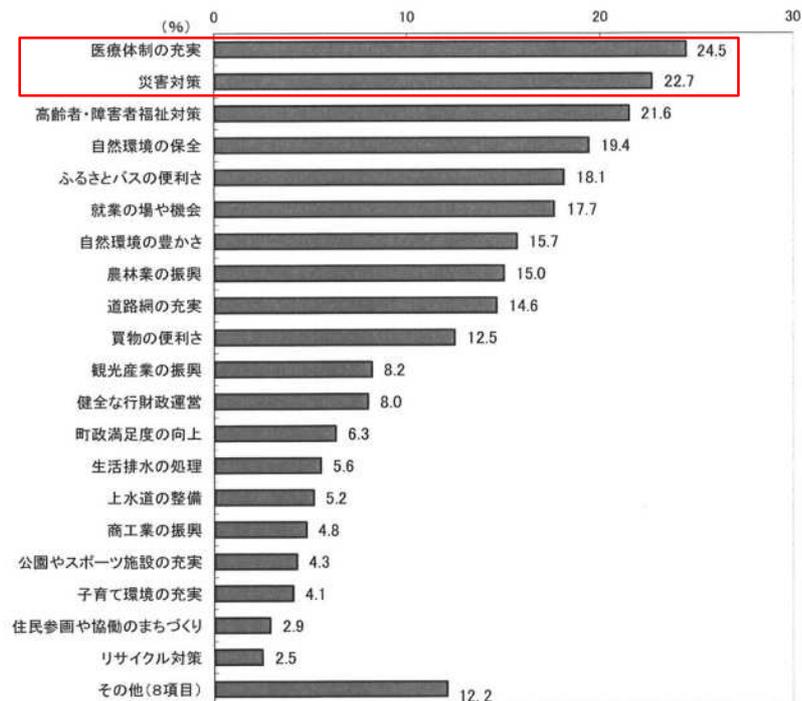
5. 住民意向調査結果の概要

古座川町第五次長期総合計画の策定に当たって実施されたアンケート調査（調査期間平成 25 年 11 月 27 日～12 月 15 日）では、「現在の生活で不安に感じていること（複数回答）」の 1 位が「台風や地震などの災害（51.6%）」、「まちづくりのために重要なこと」の 1 位が「医療体制の充実（24.5%）」、2 位が「災害対策（22.7%）」で、防災や医療に対する住民意識の高さがうかがわれる。

現在の生活で不安に感じていること（複数回答）



まちづくりのために重要なこと



Ⅲ. 古座川町の地域強靱化の基本目標

1. めざすべき地域の姿

清流の輝きを しなやかに未来へつなぐまち 古座川町

古座川町は、緑豊かな森林と清流古座川に象徴される自然環境に恵まれた町である。

町の代名詞となる清流古座川は、古くから地域の暮らしを支え、経済・文化の基盤となり、人々に愛され大切に守られてきた。

町の将来像は、「豊かな心と生きがいを育むまち『古座川』」であり、まちづくりの基本姿勢として、2つの柱を掲げている。

” きらりと光る ” 古座川

” 町民とともに築く ” 古座川

さらに、その実現に向けて、6つの町づくりの基本目標を掲げている。

- 田舎でも安心の福祉サービス
- 未来と過去を繋ぐ教育
- 住みたい、住み続けたい生活環境
- 癒しと活力いっぱいの古座川タウン
- きよらかな環境を守るまち
- 郷土愛に満ちた相互扶助のまち

一方で、本町は紀伊半島南部の山地に位置し、台風や梅雨等による風水害や土砂災害に加え、南海トラフの海溝型地震や津波などによる被害が想定されている地域であるため、自然災害に対して屈しない「しなやかさ・粘り強さ」の向上が求められている。

このため、本計画がめざすべき地域の姿は「清流の輝きを しなやかに未来へつなぐまち 古座川町」とし、その実現を地域強靱化の視点から各施策連携のもとに進める。



2. 地域強靱化の基本目標

本町の目指すべき地域の姿の実現や、国土及び地域強靱化の役割を踏まえ、基本目標を以下のとおり設定する。

(1) 基本目標の設定

- ①町民の生命の保護が最大限図られること
- ②本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④本町の迅速な復旧復興を可能にすること

(2) 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道・簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

古座川町の地域強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本国土強靱化地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ①地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ②長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ③地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード、ソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進
- ②国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ③非常時のみならず、平時の有効活用に配慮した工夫

(3) 効率的な施策の推進

- ①町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ②既存の社会資本の有効活用による費用の縮減
- ③民間資金の積極的活用

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- ①既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ②土地の合理的利用の促進
- ③コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ④女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等への配慮
- ⑤自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

IV. 脆弱性評価の実施

1. 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとする。

- ①南海トラフの地震<3連動地震、南海トラフ巨大地震>（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ②中央構造線地震（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ③台風等による風水害（暴風、竜巻、高潮、豪雨、土砂災害、浸水 等）

2. 施策分野

脆弱性評価は、以下に掲げる9分野と各分野共通の2項目（リスクコミュニケーション、老朽化対策）で行うものとする。

- ①行政機能（消防等）
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦農林水産
- ⑧地域（国土）保全
- ⑨環境

3. 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は古座川町の地域特性を踏まえ、以下に掲げるリスクシナリオとする。

| 事前に備えるべき目標 | プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態 |
|--|---|
| 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる | 1-1) 大規模津波の発生による死傷者の発生 |
| | 1-2) 建物等の複合的倒壊や火災による死傷者の発生 |
| | 1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水 |
| | 1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態 |
| | 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-3) 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | 2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | 2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生 |
| 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1) 町役場の機能不全 |
| | 3-2) 行政機関（役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | 4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |

| 事前に備えるべき目標 | プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態 |
|---|---|
| 5. 大規模自然災害発生後であっても、 経済活動（サプライチェーンを含む） を機能不全に陥らせない | 5-1) 食糧等の安定供給の停滞 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な エネルギー供給の停止 |
| 6. 大規模自然災害発生後であっても、 生活・経済活動に必要最低限の電気、 ガス、上水道・簡易水道、燃料、交通 ネットワーク等を確保するとともに、 これらの早期復旧を図る | 6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態 6-2) 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-3) 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-4) 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 7. 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1) 住宅密集地での大規模火災の発生 7-2) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全 による二次災害の発生 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 |
| 8. 大規模自然災害発生後であっても、 地域社会・経済が迅速に再建・回復で きる条件を整備する | 8-1) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、 コーディネーター、労働者、地域に精通した技術 者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事 態 8-2) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が 大幅に遅れる事態 8-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復 旧・復興が大幅に遅れる事態 |

V. プログラムごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる

1-1) 大規模津波の発生による死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 本町は、南海トラフ巨大地震の震源域に近く、津波の到達が速い（最大津波高 3m、津波高 1m、到達時間 10～12 分）ため、津波避難困難地域（和歌山県の被害想定によれば 1 地区、33 人、1.6ha）が存在する。
- また、津波から逃げ切ることができる地域においても、津波情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがある。
- 津波被害の危険性がある地域において、津波避難路の整備や津波避難路までの経路を示した標識の整備等は進んで居るものの、依然、津波避難困難地域が存在しており、避難経路や避難施設の詳細な検討を行い、さらなる被害の軽減を図ることが求められる。
- 各地区での自主防災組織の組織率が低く、地区レベルでの避難行動が円滑にできないおそれがある。
- 要援護者や支援を必要とする児童生徒等に対する避難支援体制が十分でなく、避難行動が円滑にできないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大規模津波等の発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|----------------|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○指定避難施設（公民館、集会所、寺等）の整備（地震防災緊急事業「避難地」）〔総務課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○地域の防災・減災力の向上（防犯灯設置及び電灯料補助事業）〔総務課〕 |
| 【交通・物流】 | ○避難路の整備〔総務課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○津波ハザードマップの作成、町民への周知徹底〔総務課〕 |
| | ○各地区での自主防災組織の立ち上げ及び活動に関する費用支援（自主防災活動支援事業）〔総務課〕 |
| | ○防災情報伝達システムの構築〔総務課〕 |
| | ○支援が必要な児童生徒の避難支援対策の検討〔教育課〕 |
| | ○要援護者等の見守り体制の充実に関するシステムや機器等の整備（要援護者見守り事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○要援護者等の避難体制に関する対策の検討（地域福祉計画の策定事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○避難行動要支援者の避難支援に関する対策の検討〔健康福祉課〕 |

| | |
|---|-------------------------|
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】、【交通・物流】に記載 |
| ■指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビルの指定数：1棟（古座川町複合センター）（H27）⇒施設管理者と協議の上、指定箇所を拡充 ・津波ハザードマップの作成、各戸配布（H26） ・和歌山県が整備している総合防災情報システムを活用している⇒訓練等を行い操作方法の習熟を図る ・指定避難施設数：48箇所（H27） ・避難路・避難施設へのLED避難誘導灯の設置：23基（H28 予定5基含む）（H27） ・特定避難路：未指定（H27）⇒和歌山県と協議し指定 特に七川地区の「通行不能となるおそれのある避難路」である町道3路線（地域防災計画資料編 p2-37）の整備（地震防災緊急事業「避難路」） ・自主防災組織数：5団体（H25）⇒8団体（H30） ・自主防災組織率：人口58%・世帯55%（H28）⇒人口100%・世帯100%（H31） ・避難支援プラン（個別計画）をH27から策定中 ・避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の策定（H29） ・地域福祉計画の策定（H28） | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 第3章Ⅰ. 1. 津波への備え | (1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消 |
| 第3章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備 | (1) 救助・救援体制の充実強化 |
| 第3章Ⅱ. 2. 救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ. 4. 地域の防災体制づくり | (1) 地域の防災力強化 |



津波避難路(高池地区)



避難訓練

1-2) 建物等の複合的倒壊や火災による死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 3連動地震では震度5強～震度7の、南海トラフ巨大地震では震度6弱～震度7の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じるおそれがある。(和歌山県の被害想定によれば、3連動地震の場合は全壊棟数330棟(全壊率12%)うち焼失棟数11棟、南海トラフ巨大地震の場合は全壊棟数900棟(全壊率33%)うち焼失棟数25棟)
- 一般住宅の耐震化が完了しておらず、建物等の複合的倒壊が発生するおそれがある。
- 住宅(特に木造住宅)の密集率が高く狭い道路が多い住宅密集地は、大規模地震時に発生した火災の拡大、倒壊した家屋等の瓦礫やLPガス容器からの出火、電柱の倒壊による通行障害などが懸念される。
- 火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

〈推進方針と指標〉

建物等の複合的倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

※国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|---|
| 【行政機能(消防等)】 | ○地震等で倒壊のおそれがある公共施設の耐震診断・改修及び建て替え (公共建築物耐震化事業)〔総務課、建設課、住民生活課、健康福祉課、教育課〕 |
| | ○消防団員が安全で安心して活動できるよう装備・資機材の充実及び活動マニュアルの整備(非常備消防事業)〔総務課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○一般住宅の耐震化の向上促進〔建設課〕 |
| | ○公営住宅の耐震化及び耐災化(公営住宅改修事業)〔総務課〕 |
| | ○空家の活用による倒壊家屋の発生リスクの低減(空家登録提供事業、移住推進空家活用事業(県制度))〔地域振興課〕 |
| 【エネルギー】 | ○LPガス容器におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置〔総務課〕 |
| 【交通・物流】 | ○道路の防災、減災対策の実施(道路ストック(防災対策)事業)〔建設課〕 |
| | ○住宅密集地区における消防困難地域を解消する幹線町道の整備(地震防災緊急事業「消防活動が困難である区域の解消に資する道路」)〔建設課〕 |
| | ○〔再掲〕避難路の整備〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能(消防等)】、【住宅・都市】、【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| ・旧七川小学校西川分校、平井分校を除く主要な町有施設については耐震診断が完了(H28) | |

- ・旧七川小学校本校、西川分校、平井分校については耐震補強が未実施（H28）⇒旧七川小学校本校の耐震補強の実施（H30）
- ・消防団員充足率：80.67%（H25）⇒83.33%（H30）
- ・消防団員数：105人（H28）⇒110人（H30）
- ・活動マニュアルの整備（H26）⇒都度見直しを行う
- ・耐震性を有する住宅の割合：不明（H27）、県内現況75%（H27）県内目標95%（R2）
（社会資本総合整備計画/県計画）⇒補助制度などの周知により向上に努める
- ・住宅耐震改修等補助件数：耐震診断81件、耐震改修0件（H16～H28年度末）⇒耐震診断9件、耐震改修2件（H29～31）
- ・公営住宅の耐震診断が完了（H28）⇒長寿命化計画の実施を通じて、耐震性及び耐災性の維持に努める
- ・空家登録数：2棟（H28）⇒10棟（H31）
- ・一般社団法人和歌山県LPガス協会と連携し周知を図る
- ・特定避難路：未指定（H27）⇒和歌山県と協議し指定
特に七川地区の「通行不能となるおそれのある避難路」である町道3路線（地域防災計画資料編p2-37）の整備（地震防災緊急事業「避難路」）

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 第3章Ⅰ.2.地震への備え | (1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え |
| 第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルート確保 | (1) 道路ネットワークの確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



住宅密集地（高池）

1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

〈現状・課題等〉

- 学校施設、公立社会教育施設、公立社会体育施設等の耐震化が完了している。
- 避難弱者が存在する社会福祉施設などの耐震化が完了している。(保育所・児童館)
- 火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

〈推進方針と指標〉

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--------------|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 庁舎消防設備等の維持・更新〔総務課〕 |
| | ○ 中央公民館の耐災化（社会教育施設維持管理事業）〔教育課〕 |
| | ○ 町民体育館の耐災化（スポーツ施設維持管理事業）〔教育課〕 |
| | ○ 旧学校施設の耐震化及び耐災化（旧学校施設維持・管理事業）〔総務課〕 |
| | ○ 社会福祉協議会事務所の耐震化及び耐災化（社会福祉協議会運営助成事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 配食サービスに関する調理拠点施設の耐震化及び耐災化（配食サービス事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 火葬場施設の耐震化及び耐災化（火葬場管理運営事業）〔住民生活課〕 |
| | ○ 小中学校の耐災化（学校施設維持管理事業、文部科学省の学校施設環境改善交付金）〔教育課〕 |
| | ○ 公園施設の耐震化及び耐災化（池野山公園維持管理事業）〔住民生活課〕 |
| | ○ 児童館の耐災化（児童館運営事業）〔教育課〕 |
| | ○ 高齢者生活福祉センター「ささゆり」の耐震化及び耐災化（高齢者生活福祉センター運営事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 古座川町高齢者相談センター（地域包括支援センター）の耐震化及び耐災化（地域包括支援センター運営事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 老人福祉施設「南紀園」の耐震化及び耐災化（東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合負担金事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 特別養護老人ホーム古座川園、老人保健施設あじさい苑、古座川町高齢者生活福祉センターささゆり、在宅複合型施設グリーンヴィレッジ古座川、認知症対応型共同生活介護グループホームもみの樹、高瀬会デイサービスセンターの耐震化やスプリンクラーの整備（厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）〔健康福祉課〕 |
| | ○ 子育て支援センターの耐災化（子育て支援センター運営事業）〔教育課〕 |

| | |
|----------------|---|
| | ○学童保育所「きらり」の耐震化及び耐災化（学童保育所運営事業）〔教育課〕 |
| | ○高池保育所、三尾川へき地保育所のスプリンクラーの整備（保育所運営事業、へき地保育所運営事業、厚生労働省の次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金）〔教育課〕 |
| | ○公園広場や学校、保育所園庭等の適正管理による減災〔教育課〕 |
| | ○診療所（2ヶ所）、へき地診療所（3ヶ所）の耐震化及び耐災化（診療所の設置運営事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○〔再掲〕消防団員が安全で安心して活動できるよう装備・資機材の充実及び活動マニュアルの整備（非常備消防事業）〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】に記載 |

■指標

- ・町有施設については耐震診断が完了（H28）
- ・体育館等の吊り天井改修率 100%（H28）
- ・旧七川小学校西川分校、平井分校については耐震診断が未実施
- ・旧七川小学校本校については耐震補強が未実施（H28）
- ・町立学校施設の耐震化率 小中学校 100%（H26）
- ・福祉関連施設の耐震化率 高齢者福祉施設・高齢者福祉サービス施設： 100%（H27）
- ・福祉関連施設の耐震化率 保育所： 100%（H27）
- ・医療機関の耐震化率：診療所・へき地診療所： 100%（H27）
- ・消防団員充足率：80.67%（H25）⇒83.33%（H30）
- ・消防団員数：105人（H28）⇒110人（H30）
- ・活動マニュアルの整備（H26）⇒都度見直しを行う

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 第3章Ⅰ.2.地震への備え | (1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



耐震化が完了している高池小学校校舎

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水

〈現状・課題等〉

- 近年、台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による住宅密集地の浸水リスクが高まっている。現在、河川改修や治山対策等に取り組んでいるものの、町域の多くは山地であり、住宅密集地や集落は河川沿いの谷筋にあることから、依然として河川の氾濫や土砂災害等による災害リスクが内在し、甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがある。
- 発災時に適切な情報が入手できなかつたり、判断基準が明確でなかつたりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 洪水被害を防止するための河川管理施設が老朽化しており、広域かつ長期的な住宅密集地の浸水が発生するおそれがある。
- 山林の荒廃化が進んで保水力等が低下しており、大雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まっている。

〈推進方針と指標〉

異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○避難準備活動及び避難誘導等を適確に実施するため、最新の知見を把握し、避難に関する発令基準、避難先等を適切に見直す〔総務課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○風水害で浸水のおそれのある地域に、住民の生命及び財産を守るため避難する高台を整備（避難所（高台）整備事業）〔総務課〕 |
| 【地域（国土）保全】 | ○和歌山県と連携し古座川のハード・ソフトの両面から防災・減災機能の向上を図る〔総務課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○洪水浸水実績図作成などのソフト対策〔総務課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直し完了（H26.9） ・ 風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数 48ヶ所（H27） ・ 避難施設（高台）整備：2ヶ所（H25）⇒6ヶ所（H28）⇒7ヶ所（H30） ・ 県管理河川の河川整備【県】 ・ 洪水予報河川である古座川における防災行動計画の策定（H27） ・ 平成23年台風12号洪水浸水実績図を作成、各戸配布（H24） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1)水害から命を守る対策 (2)土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1)救助・救援体制の充実強化 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1)地域の防災力強化 (2)防災教育の徹底 |



平成 23 年台風 12 号浸水状況(明神地区)

1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

〈現状・課題等〉

- 本町では台風や集中豪雨等により、土石流や急傾斜地の崩壊が発生している。
- 本町では土砂災害危険箇所数が多く、土砂災害対策における保全人家戸数が全世帯数の約7割程度を占めている。【県】
- 発災時に適切な情報が入手できなかつたり、判断基準が明確でなかつたりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 土砂災害警戒区域等の調査・指定が完了していない。
- 深層崩壊等の大規模土砂災害の原因が究明されておらず、対策がとれていない。
- 山地災害危険地区の対策が完了していない。
- 以上の現状から、災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の基幹産業である農林業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

※国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕避難準備活動及び避難誘導等を適確に実施するため、最新の知見を把握し、避難に関する発令基準、避難先等を適切に見直す〔総務課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○〔再掲〕風水害で浸水のおそれのある地域に、住民の生命及び財産を守るため避難する高台を整備（避難所（高台）整備事業）〔総務課〕 |
| 【地域（国土）保全】 | ○和歌山県と連携し土砂災害警戒区域等についてハード・ソフトの両面から防災・減災機能の向上を図る〔総務課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○土砂災害ハザードマップの作成〔総務課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しの完了（H26.9） ・風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数 48ヶ所（H27） ・避難施設（高台）整備：2ヶ所（H25）⇒6ヶ所（H28）⇒7ヶ所（H30） ・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：29.2%（H27） 指定：27.0%（H27）【県】 ・土砂災害対策における保全人家戸数 警戒区域 1,114戸・特別警戒区域 306戸 ・山地災害危険地区のAランク危険地（未整備）【県】 ・土砂災害ハザードマップの作成、各戸配布（H23）⇒警戒区域の新規指定などと併せて見直しに努める | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|------------------------|--|
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 |
| 第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底 |

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 発災時に適切な情報が入手できなかつたり、判断基準が明確でなかつたりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- デジタル方式の防災行政無線の導入が未実施である。
- 携帯電話の不感地域が局地的に存在し、災害情報の入手に遅れが生じるおそれがある。
- 小中学校と地域が連携して避難行動を行う訓練の実施率が低い。

〈推進方針と指標〉

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕避難準備活動及び避難誘導等を適確に実施するため、最新の知見を把握し、避難に関する発令基準等を適切に見直す〔総務課〕 |
| 【情報通信】 | ○町民への防災・災害情報発信の強化（地域情報システム事業）〔総務課〕 |
| | ○防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化移行（防災行政無線デジタル化事業）〔総務課〕 |
| | ○防災情報の発信力強化に向けた公衆無線LAN環境の整備（総務省の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業）〔総務課・地域振興課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○幅広い広報活動、推進、啓発〔総務課〕 |
| | ○〔再掲〕要援護者等の避難体制に関する対策の検討（地域福祉計画の策定事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○〔再掲〕避難行動要支援者の避難支援に関する対策の検討〔健康福祉課〕 |
| | ○地域との連携による防災教育〔教育課〕 |
| | ○減災教育の開催〔教育課〕 |
| | ○民俗資料等の保全対策〔教育課〕 |
| | ○学校での防災教育〔教育課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【情報通信】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告発令基準の見直し完了（H26.9） ・小中学校への緊急地震速報受信機設置（H26） ・同報系・移動系併設（アナログ）でありデジタル方式の防災行政無線の導入は未実施（H28.3） ⇒デジタル化R2着手 ・事業者等と連携し、携帯電話の不感地域の解消に努める | |

- ・ Jアラート自動起動装置の設置 (H27)
- ・ 情報収集伝達訓練の実施 (H28) 2回→訓練等を継続的に実施し習熟を図る
- ・ 孤立集落通信確保訓練の実施 (H24～) 1回
- ・ 地域福祉計画の策定 (H28)
- ・ 避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の策定 (H29)
- ・ 地域と連携した避難(防災)訓練の実施率：小学校 33.3% (H28)、中学校 50% (H28)
- ・ 小中学校での防災教育の実施校数：全ての小中学校

<参考>和歌山県国土強靱化計画(平成27年9月版)との主な関連項目

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 第3章Ⅰ.1.津波への備え | (1)基本的な津波対策 |
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1)水害から命を守る対策 (2)土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1)地域の防災力強化 (2)防災教育の徹底 |
| 第4章Ⅱ.1.防災教育の充実 | |
| 第4章Ⅱ.2.防災文化の醸成 | |



防災教室

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈現状・課題等〉

- 本町は広い町域の谷筋に人口が分布しているため、発災時に人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。
- 発災時の避難誘導、救助活動の拠点となる公共施設の耐震化が完了していない。



消防団訓練

〈推進方針と指標〉

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を防ぐため、次のような施策を推進する。

■ 施策の分野と推進方針

| | |
|----------------|---|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕地震等で倒壊のおそれがある公共施設の耐震診断・改修及び建て替え（公共建築物耐震化事業）〔総務課、建設課、住民生活課、健康福祉課、教育課〕 |
| | ○〔再掲〕消防団員が安全で安心して活動できるよう装備・資機材の充実及び活動マニュアルの整備（非常備消防事業）〔総務課〕 |
| 【保健医療・福祉】 | ○医師・看護師等の医療スタッフの継続的・安定的確保〔健康福祉課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○〔再掲〕各地区での自主防災組織の立ち上げ及び活動に関する費用支援（自主防災活動支援事業）〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】に記載 |

■ 指標

- ・旧七川小学校西川分校、平井分校を除く主要な町有施設については耐震診断が完了（H28）
- ・旧七川小学校本校、西川分校、平井分校については耐震補強が未実施（H28）⇒旧七川小学校本校の耐震補強の実施（H30）
- ・消防団員充足率：80.67%（H25）⇒83.33%（H30）
- ・消防団員数：105人（H28）⇒110人（H30）
- ・活動マニュアルの整備（H26）⇒都度見直しを行う
- ・自主防災組織数：5団体（H25）⇒8団体（H30）
- ・自主防災組織率：人口58%・世帯55%（H28）⇒人口100%・世帯100%（H31）
- ・医師数（2名）、看護師数（2名）、保健師数（4名）（H28）⇒今後も継続して確保に努める

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|------------------|--|
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1)救助・救援体制の充実強化 (2)必要な救援物資の確保 (3)避難者の安心確保 (4)ライフライン等の機能確保 |
|------------------|--|

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町において、3連動地震の場合の死傷者は161人、南海トラフ巨大地震の場合の死傷者は436人とされている。
- 災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。
- 診療所、へき地診療所の耐震化が完了しておらず、医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があり、交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|---|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕診療所（2ヶ所）、へき地診療所（3ヶ所）の耐震化及び耐災化（診療所の設置運営事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○福祉避難所の確保〔総務課、健康福祉課〕 |
| 【交通・物流】 | ○橋梁の耐震化及び耐災化（橋梁維持修繕（長寿命化対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○医療関係の支援ルート確保のためのヘリポート増設〔総務課、健康福祉課〕 |
| | ○〔再掲〕道路の防災、減災対策の実施（道路ストック（防災対策）事業）〔建設課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】、【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の耐震化率：診療所・へき地診療所：100%（H27） ・指定又は協定締結した福祉避難所数：2ヶ所（H27）（町内施設では100%） ・緊急輸送道路等の橋梁耐震化の促進【県】 ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数 8ヶ所（H27） ・緊急輸送道路等の道路斜面要対策箇所の改善促進【県】 | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-------------------------|--|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



防災ヘリポート（平井地区）

2-3) 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

〈現状・課題等〉

- 大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがある。
- 停電等のエネルギー供給の長期途絶により、救助、救急、医療活動を担う医療機関等の機能が維持できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、次のような施策を推進する。

■ 施策の分野と推進方針

【保健医療・福祉】

- 診療所や指定避難所におけるエネルギー源の多重化の検討〔総務課、健康福祉課〕

■ 指標

- ・非常用発電機の設置診療所 4ヶ所 100% (H28)

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------|--|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



明神診療所

2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

〈現状・課題等〉

- 本町は紀伊半島の南端に位置し、和歌山市をはじめとする都市部から遠距離にあり、大規模災害が発生した場合には、高速道路や国道等の幹線・緊急輸送道路等が被災し、車両輸送が困難になることによって、食糧、飲料、医薬品など救援物資の被災地への車両輸送が困難になる可能性がある。
- 町内でも、管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道・簡易水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石によって緊急輸送道路等が寸断される可能性もあり、災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。

〈推進方針と指標〉

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--------------------------------------|
| 【行政機能（消防等）】 | ○避難の長期化に備え食糧、飲料水などの適切な備蓄管理体制の構築〔総務課〕 |
| | ○学校給食施設の耐震化整備〔教育課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○簡易水道施設の耐震化及び耐災化(簡易水道施設整備事業)〔建設課〕 |
| | ○災害時に活用できる井戸の登録〔総務課〕 |
| 【交通・物流】 | ○物資供給の支援ルート確保のためのヘリポート増設〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【住宅・都市】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・役場本庁、各出張所、学校施設等にアルファ米、飲料水、毛布などを備蓄 (H28) ・学校給食施設の耐震化率 100% (H28) ・耐震性を有している配水池の比率 16% (H27) ⇒29%(R5) ・災害時活用井戸の登録 0ヶ所 (H27) ⇒H28～H31 (4ヶ年) で6ヶ所調査予定 ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数 8ヶ所 (H27) | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------------|--|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 | (1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 |

2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〈現状・課題等〉

- 本町の谷筋に位置する各集落へのアクセス道路は狭隘であるため、町内で大規模な災害が発生した場合に通行不能区間が生じ、38ヶ所の集落が孤立する可能性がある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石によって、緊急輸送道路が寸断される可能性があり、各集落の孤立が長期化する可能性がある。

〈推進方針と指標〉

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【情報通信】 | ○ 孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化移行（防災行政無線デジタル化事業）〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 防災情報の発信力強化に向けた公衆無線LAN環境の整備（総務省の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業）〔総務課・地域振興課〕 |
| 【交通・物流】 | ○ 孤立集落の支援ルート確保のためのヘリポート増設〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 避難路の整備〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 橋梁の耐震化及び耐災化（橋梁維持修繕（長寿命化対策）事業）〔建設課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○ 孤立集落通信確保訓練の実施〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【情報通信】、【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率 100% (H27) ・ 同報系・移動系併設（アナログ）でありデジタル方式の防災行政無線の導入は未実施（H28.3） ⇒デジタル化 R2 着手 ・ 事業者等と連携し、携帯電話の不感地域の解消に努める ・ 災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数 8ヶ所 (H27) ・ 特定避難路：未指定 (H27) ⇒和歌山県と協議し指定 特に七川地区の「通行不能となるおそれのある避難路」である町道 3 路線（地域防災計画資料編 p2-37）の整備（地震防災緊急事業「避難路」） ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率【県】 ・ 緊急輸送道路等の道路斜面要対策箇所改善促進【県】 ・ 孤立集落通信確保訓練の実施（H24～） | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|------------------------|--|
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1)水害から命を守る対策 (2)土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1)救助・救援体制の充実強化 (2)必要な救援物資の確保 (3)避難者の安心確保 (4)ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保 | (1)道路ネットワークの確保 (2)緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1)地域の防災力強化 (2)防災教育の徹底 |



防災無線訓練

2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

〈現状・課題等〉

- ごみ焼却場等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し、疫病や感染症等の発生につながるおそれがある。
- 避難所生活が長期化する場合には、人が多く出入りし、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が発生・まん延するおそれがある。
- 浄化槽等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【住宅・都市】 | <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の適正管理による減災（浄化槽設置整備補助事業）〔住民生活課〕 ○宝島クリーンセンター（可燃ごみ）・池野山環境衛生センター（し尿）の耐震化及び耐災化（二町衛生施設事務組合繰出金）〔住民生活課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○予防接種等による災害時における感染症発症リスクの低減に関する啓発の促進〔健康福祉課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽台帳システムの整備（H27 完了） ・災害廃棄物処理計画を策定（H28 予定） ・高齢者インフルエンザの接種率 50%（H27）⇒55%（H29） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------|--|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4. 地域の防災体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底 |

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町役場の機能不全

〈現状・課題等〉

- 本町の行政中枢であり、防災拠点である役場庁舎の耐震化及び行政情報システムのクラウド化を推進してきたが、風水害への対応などが望まれる状況にあり、大規模な災害時には機能喪失が憂慮される。
- 大規模な災害が発生した場合、町職員の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがある。
- 災害により物流が停止し、重要施設や緊急車両等の燃料や、災害対応に従事する職員の食糧を確保できないおそれがある。
- 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。
- 古座川町町業務継続計画（BCP）を策定していないために、応急、復旧・復興対策等に混乱が生じてしまうおそれがある。

〈推進方針と指標〉

町役場の機能不全を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|---|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 庁舎の防災・減災機能の維持・向上〔総務課〕 |
| | ○ 古座川町町業務継続計画（BCP）の策定〔総務課〕 |
| | ○ 災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保〔総務課〕 |
| | ○ 公有財産の適正な管理〔総務課〕 |
| 【情報通信】 | ○ 情報（会計情報、住民情報、税務情報等）のシステム整備〔総務課、住民生活課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○ 実践的な災害訓練の実施〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【行政機能（消防等）】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画（BCP）が未策定 ・ 災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保必要量を確保済 ・ 財政シミュレーション上の投資的経費を基準に保有施設の縮減等を検討 ・ 情報システムのクラウド化（H26） ・ 関係機関との実践的訓練実施中（H24～） ・ ブラインド（事前不告知）職員参集訓練 実施中（H24～） ・ 実践的訓練への応援機関等の参加（町主催の訓練なし） ・ 燃料確保にかかる実践的訓練 実施中（H25～） | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|----------------------------|--|
| 第3章Ⅰ.2.地震への備え | (1)建築物の倒壊等への備え |
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1)救助・救援体制の充実強化 (2)必要な救援物資の確保 (3)避難者の安心確保 (4)ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルート の確保 | (1)道路ネットワークの確保 (2)緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



古座川町役場本庁舎

3-2) 行政機関（役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈現状・課題等〉

- 役場庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校施設の耐震化・耐災化は完了している。
- 大規模な災害が発生した場合、町職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがある。
- 災害発生時の避難誘導、救助活動の拠点となる公共施設の耐震化が完了していない。
- 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

〈推進方針と指標〉

行政機関（役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|---|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕地震等で倒壊のおそれがある公共施設の耐震診断・改修及び建て替え（公共建築物耐震化事業）〔総務課、建設課、住民生活課、健康福祉課、教育課〕 |
| | ○〔再掲〕小中学校の耐災化（学校施設維持管理事業、文部科学省の学校施設環境改善交付金）〔教育課〕 |
| 【エネルギー】 | ○防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入〔総務課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○防災リーダー育成（地域おこし協力隊事業）〔総務課〕 |
| | ○〔再掲〕各地区での自主防災組織の立ち上げ及び活動に関する費用支援（自主防災活動支援事業）〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・旧七川小学校西川分校、平井分校を除く主要な町有施設については耐震診断が完了（H28） ・旧七川小学校西川分校、平井分校については耐震補強が未実施（H28）⇒旧七川小学校の耐震補強の実施（H30） ・町有施設については耐震診断が完了（H28） ・町立学校施設の耐震化率 小中学校 100%（H26） ・避難所運営研修の継続実施によるリーダー育成 ・自主防災組織数：5団体（H25）⇒8団体（H30） ・自主防災組織率：人口 58%・世帯 55%（H28）⇒人口 100%・世帯 100%（H31） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 第3章Ⅰ.2.地震への備え | (1)建築物の倒壊等への備え |
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (1)救助・救援体制の充実強化 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1)地域の防災力強化 |

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〈現状・課題等〉

- 指定避難所においてはAMラジオが受信できることを確認しているが、災害により紀南地域に関する災害情報などを、町民が取得できないおそれがある。
- 防災行政無線の基地局である役場庁舎や電気・情報通信拠点が被災すると、情報通信機能が機能不全となるおそれがある。
- 災害直後においては携帯電話、インターネットなどもアクセスの集中によって通信障害が発生し、情報伝達を行えなくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【情報通信】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練や情報伝達訓練等による各情報伝達体制、情報伝達手段の確立〔総務課〕 ○ 〔再掲〕 防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化移行（防災行政無線デジタル化事業）〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【情報通信】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラート自動起動装置の設置（H27） ・ 情報収集伝達訓練の実施（H28）2回→訓練等を継続的に実施し習熟を図る ・ 孤立集落通信確保訓練の実施（H24～）1回 ・ 同報系・移動系併設（アナログ）でありデジタル方式の防災行政無線の導入は未実施（H28.3） ⇒デジタル化（R2着手） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------|------------------------------------|
| 第3章Ⅰ.1. 津波への備え | (1) 基本的な津波対策 |
| 第3章Ⅰ.3. 風水害等への備え | (1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町において被災後1週間経過した時点の停電率は3連動地震の場合26%、南海トラフ巨大地震の場合は100%である。また1ヶ月経過した時点の固定電話不通率は3連動地震の場合27%、南海トラフ巨大地震の場合は100%である。
- 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

〈推進方針と指標〉

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 発電機（孤立集落用）の配備〔総務課〕 |
| 【エネルギー】 | ○ 〔再掲〕 防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入 |
| ■ 指標 | |
| ・ 発電機（孤立集落用）の配備 38ヶ所（H28） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) 食糧等の安定供給の停滞

〈現状・課題等〉

- 国道・県道及び町所有車両の被災による輸送手段の喪失や、備蓄食糧等の被災により、食糧・飲料水を安定的に供給することができなくなるおそれがある。
- 農産物・水産物の物流拠点が被災し、食糧の安定供給が停滞する可能性がある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石によって緊急輸送道路が寸断される可能性がある。

〈推進方針と指標〉

食糧等の安定供給の停滞を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕学校給食施設の耐震化整備〔教育課〕 |
| 【交通・物流】 | ○〔再掲〕孤立集落の支援ルート確保のためのヘリポート増設〔総務課〕 |
| | ○緊急車両の通行及び物資搬入路の確保のため、警察等の関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等を整備〔総務課〕 |
| | ○〔再掲〕橋梁の耐震化及び耐災化（橋梁維持修繕（長寿命化対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○〔再掲〕道路の防災、減災対策の実施（道路ストック（防災対策）事業）〔建設課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設の耐震化率 100%（H28） ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数（8ヶ所）（H28） ・緊急車両の通行に関して警察及び県等とも連携し検討を進める ・緊急輸送道路等の橋梁耐震化の促進【県】 ・緊急輸送道路等の道路斜面要対策箇所の改善促進【県】 | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 |
| 第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

〈現状・課題等〉

- 被災・停電等によってガソリンスタンドの供給機能が停止し、交通インフラの被災によってそれらの応急・復旧に関する専門家の派遣が遅延するおそれがある。
- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され応急・復旧業務を円滑に実施できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|---|
| 【エネルギー】 | ○指定避難所や防災拠点における石油製品・LPガスの貯槽等の導入 (経済産業省の石油製品利用促進対策事業費補助金) [総務課] |
| ■ 指標 | |
| ・指定避難所や防災拠点における石油製品・LPガスの貯槽等の導入⇒各施設の機能を確認し導入に努める | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組 | (1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化 |
|-------------------------|-------------------------------|

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道・簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

〈現状・課題等〉

- 南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺 I C以南では沿岸部にある国道 42 号の約 5 割が浸水するなど、地域ネットワークが分断する事態が発生する。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石によって緊急輸送道路等が寸断される可能性がある。

〈推進方針と指標〉

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【交通・物流】 | ○ 高速道路へのアクセス性の向上、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を県等の関係機関に積極的に要請（町道改良事業）〔建設課〕 |
| | ○ 第 2 次緊急輸送道路（国道 371 号、県道すさみ古座線）、第 3 次緊急輸送道路（県道那智勝浦古座川線）の安全度・耐震性能の向上（地震防災緊急事業「緊急輸送道路」）【県】〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕住宅密集地区における消防困難地域を解消する幹線町道の整備（地震防災緊急事業「消防活動が困難である区域の解消に資する道路」）〔建設課〕 |
| | ○ 地域交通ネットワークを補完する農林道の整備〔地域振興課〕 |
| | ○ 農山漁村地域整備事業による農林道の防災・減災対策の推進〔地域振興課〕 |
| | ○ 〔再掲〕道路の防災、減災対策の実施（道路ストック（防災対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕橋梁の耐震化及び耐災化（橋梁維持修繕（長寿命化対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕緊急車両の通行及び物資搬入路の確保のため、警察等の関係機関と連携強化を図り、緊急輸送ネットワーク等を整備〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕避難路の整備〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備計画の「基幹路網整備計画」に基づく林道の整備 改良 1 路線 ・ 緊急輸送道路等の道路斜面要対策箇所の改善促進【県】 | |

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化の促進【県】
- ・ 緊急車両の通行に関して警察及び県等とも連携し検討を進める
- ・ 特定避難路：未指定（H27）⇒和歌山県と協議し指定
特に七川地区の「通行不能となるおそれのある避難路」である町道 3 路線（地域防災計画資料編 p2-37）の整備（地震防災緊急事業「避難路」）
- ・ L=15m 以上の農道橋（2 橋）の耐震診断実施
- ・ 林道橋（27 橋）の点検診断実施

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



橋梁点検

6-2) 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

〈現状・課題等〉

- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され応急・復旧業務を円滑に実施できないおそれがある。
- 交通インフラの被災によって物流が停止し、重要施設等の燃料が確保できないおそれや電気やLPガスなどの応急・復旧に関する専門家の派遣が遅延するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 公共施設における非常用電源の設置〔総務課〕 |
| 【エネルギー】 | ○ 〔再掲〕 指定避難所や防災拠点における石油製品・LPガスの貯槽等の導入（経済産業省の石油製品利用促進対策事業費補助金）〔総務課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設（役場本庁、各出張所、複合センター、各生活改善センター、学校施設等）に発電機を設置 ・ 指定避難所や防災拠点における石油製品・LPガスの貯槽等の導入⇒各施設の機能を確認し導入に努める | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------|------------------------|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

6-3) 上水道等の長期間にわたる供給停止

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町における発災1週間後の断水率は、3連動地震の場合42%、南海トラフ巨大地震の場合47%とされている。(1ヵ月後はどちらも0%)
- 町管理の水道施設や幹線管路には老朽化や耐震性に問題がある部分があり、災害時には管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道・簡易水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|---------------------------------------|
| 【住宅・都市】 | ○重要給水施設への管路の耐震化〔建設課〕 |
| | ○配水池の耐震化〔建設課〕 |
| | ○〔再掲〕簡易水道施設の耐震化及び耐災化（簡易水道施設整備事業）〔建設課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【住宅・都市】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・串本町の上水道基幹管路整備と連携を図り実施 ・耐震性を有している配水池の比率 16% (H27) ⇒29% (R5) | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------|------------------------|
| 第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備 | (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |



簡易水道施設（川口）

6-4) 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈現状・課題等〉

- 浄化槽等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。
- 農業集落排水施設の機能診断が完了していない。

〈推進方針と指標〉

下水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|----------------------|--|
| 【住宅・都市】 | ○〔再掲〕浄化槽の適正管理による減災（浄化槽設置整備補助事業） 〔住民生活課〕 |
| ■ 指標 | |
| ・浄化槽台帳システムの整備（H27完了） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|------------------------|
| 第3章Ⅱ.1.災害応急体制の整備 | (4) ライフライン等の機能確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 住宅密集地での大規模火災の発生

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町において、3連動地震では震度5強～震度7の、南海トラフ巨大地震では震度6弱～震度7の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じることが予測されている。
- 住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い住宅密集地では、大規模地震時の火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念される。
- LPガス設備の安全対策が十分ではなく、地震・津波でLPガス容器が倒れたり流されたりし、ガス漏れによる出火が懸念される。
- 火災発生時、人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。
- 大規模災害に伴う火災発生時には、初期消火や人命の保護を図るための消火、救助要員が不足するおそれがある。



防火水槽

〈推進方針と指標〉

住宅密集地での大規模火災の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|-----------------------|---|
| 【行政機能（消防等）】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した消防車両の整備（消防車両整備事業）〔総務課〕 ○ 消防ポンプ車、ポンプ付積載車、小型動力ポンプの拡充（総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金）〔総務課〕 ○ 消防水利確保のため耐震性貯水槽及び簡易水槽設置（消防・防災施設整備事業（防火水槽・消防水利・簡易水槽等））〔総務課〕 ○ 防火水槽や消火栓等の拡充（総務省の消防防災施設整備費補助金）〔総務課〕 ○ 串本町へ消防・救急業務の委託を継続（常備消防業務委託事業）〔総務課〕 ○ 〔再掲〕消防団員が安全で安心して活動できるよう装備・資機材の充実及び活動マニュアルの整備（非常備消防事業）〔総務課〕 |
| 【エネルギー】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔再掲〕LPガス容器におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置〔総務課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区での自主防災組織の立ち上げ及び活動に関する費用支援（自主防災活動支援事業）〔総務課〕 |
| 【老朽化対策】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 【行政機能（消防等）】に記載 |

■指標

- ・防火水槽等 189 ヶ所、消火栓 138 ヶ所、消防ポンプ車 2 台、ポンプ付積載車 8 台、小型動力ポンプ 14 台（地域防災計画資料編 p2-57、58）の拡充（地震防災緊急事業「消防用施設」）
- ・消防団員充足率：80.67%（H25）⇒83.33%（H30）
- ・消防団員数：105 人（H28）⇒110 人（H30）
- ・活動マニュアルの整備（H26）⇒都度見直しを行う
- ・一般社団法人和歌山県LPガス協会と連携し周知を図る
- ・自主防災組織数：5 団体（H25）⇒8 団体（H30）
- ・自主防災組織率：人口 58%・世帯 55%（H28）⇒人口 100%・世帯 100%（H31）

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 第3章Ⅰ.2.地震への備え | (2)地震に起因する火災等への備え |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4.地域の防災体制づくり | (1)地域の防災力強化 (2)防災教育の徹底 |

7-2) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、3 連動地震の際に本町で全壊する建物は 330 棟（全壊率 12%）、南海トラフ巨大地震の際に本町で全壊する建物は 900 棟（全壊率 33%）あるとされる。
- 本町では一般住宅の耐震化が完了していないため、建物の倒壊によって沿線・沿道が被害を受けて、交通麻痺が発生するおそれがある。
- 建物だけでなく、沿道のブロック塀等も倒壊し、歩行者等が被災するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○〔再掲〕地震等で倒壊のおそれがある公共施設の耐震診断・改修及び建て替え（公共建築物耐震化事業）〔総務課、建設課、住民生活課、健康福祉課、教育課〕 |
| 【住宅・都市】 | ○〔再掲〕一般住宅の耐震化の向上促進〔建設課〕 ○〔再掲〕空家の活用による倒壊家屋の発生リスクの低減（空家登録提供事業、移住推進空家活用事業（県制度））〔建設課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○【行政機能（消防等）】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修等補助件数：耐震診断 81 件、耐震改修 0 件（H16～H28 年度末）⇒耐震診断 9 件、耐震改修 2 件（H29～31） ・空家登録数： 2 棟（H28）⇒10 棟（H31） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------------|------------------------|
| 第 3 章 I. 2. 地震への備え | (1) 建築物の倒壊等への備え |
| 第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第 3 章 II. 4. 地域の防災体制づくり | (2) 防災教育の徹底 |

7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

〈現状・課題等〉

- 本町では、台風や集中豪雨等により、土石流や急傾斜地の崩壊が発生している。
- 本町では、土砂災害危険箇所数が多く、土砂災害対策における保全人家戸数が全世帯数の約7割程度を占めている。
- 大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水したり、人的被害が発生したりするおそれがある。



農業用ため池(下番)

〈推進方針と指標〉

ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|---|
| 【住宅・都市】 | ○ため池対策〔地域振興課〕 |
| | ○河川対策〔建設課〕 |
| | ○土砂災害対策〔建設課〕 |
| 【農林水産】 | ○中山間地域の適正管理による減災（農林水産省の農村地域防災減災事業・農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策・農山漁村地域整備交付金）〔地域振興課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ため池改修加速化計画に基づく改修：0ヶ所（H27）⇒5ヶ所（R8） ・ため池点検診断の実施（受益2ha以上）：17%（2/12）（新池、船原は済）（H27）⇒66%（R8） ・ため池ハザードマップの作成：17%（2/12）（古池、新池は済）（H27）⇒66%（R8） ・洪水予報河川である古座川における防災行動計画の策定：（H27） ・県管理河川の河川整備【県】 ・土砂災害対策における保全人家戸数：警戒区域1,114戸・特別警戒区域306戸（H27） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 第3章Ⅰ.3.風水害等への備え | (1)水害から命を守る対策 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1)災害対策を確実に推進できる体制の構築 |

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

〈現状・課題等〉

- 中山間地域では、高齢化・過疎化の進行とあいまって鳥獣による被害も発生し、耕作放棄地や施行放棄林等が増加している傾向にある。
- このため、農地や森林の保全を中山間地域居住者の自助努力のみで適正に維持管理していくことが難しく、地震や豪雨などによる土砂崩れの拡大、保水能力の低下などにつながるおそれがある。
- 山地災害危険地区の対策が完了していない。【県】



獣害対策事業

〈推進方針と指標〉

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|--|
| 【住宅・都市】 | ○和歌山県と連携し土砂災害危険地区等についてハード・ソフトの両面から防災・減災機能の向上を図る〔総務課〕 |
| 【農林水産】 | ○中山間地域の適正管理による減災（農業者育成支援事業補助金、鳥獣被害防止総合支援事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、作業道開設事業、佐田さくら維持管理事業、淡水魚資源対策事業（放流事業）、河床整備事業）〔地域振興課〕 |
| | ○〔再掲〕中山間地域の適正管理による減災（農林水産省の農村地域防災減災事業・農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策・農山漁村地域整備交付金）〔地域振興課〕 |
| | ○中山間地域の適正管理による減災（農林水産省の農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策）〔地域振興課〕 |
| 【環境】 | ○中山間地域の環境保全（空家登録提供事業、古座川水源保全事業）〔地域振興課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害危険地区のAランク危険地（未整備）【県】 ・ 有害鳥獣の駆除数 1,367 頭/年（H27） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 第3章Ⅲ.2.迅速な産業活動の再開に向けた取組 | (1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化 |
|-------------------------|-------------------------------|

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

〈現状・課題等〉

- 被災状況や災害復興等に関する正しい情報が町内外に適切に発信されず、不適切な風評が流布されれば、本町の農林業や観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがあるため、国内外に正しい情報を発信する必要がある。

〈推進方針と指標〉

風評被害等による地域経済等への甚大な影響を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|------------------------------------|---|
| 【リスクコミュニケーション】 | ○町HPなどを通じた災害復旧・復興に関する適切な情報の発信体制の確立〔総務課・建設課〕 |
| ■ 指標 | |
| ・町HPなどを通じた災害復旧・復興に関する適切な情報の発信体制の検討 | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅲ.2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組 | (1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化 |

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 本町の人口は約 2.8 千人であるため、復旧・復興を担う専門家や技術者等が相対的に不足し、復旧・復興が遅延するおそれがある。
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。
- 公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足する懸念がある。



災害ボランティアセンター (H23)

〈推進方針と指標〉

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|--|--|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 災害ボランティア事務局の設立に向けた備品等の備蓄（社会福祉協議会運営助成事業）〔健康福祉課〕 |
| 【リスクコミュニケーション】 | ○ 住家被害認定士、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士について、町において必要人数を確保〔総務課〕 |
| | ○ ボランティア育成（大学等連携交流助成）〔総務課・教育課〕 |
| | ○ 〔再掲〕防災リーダー育成（地域おこし協力隊事業）〔総務課〕 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性を持つ NPO 関係者の災害ボランティア登録：0 人（H27）⇒ 広域的に検討 ・ 住家被害認定士：28 名（H28）⇒ 38 名（H31） ・ 被災宅地危険度判定士の登録者数：2 名（H28）⇒ 3 名（H31） ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録者：28 名（H28）⇒ 35 名（H31） ・ 応急仮設住宅建設候補地確保のための調査（H27） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第 3 章 III. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 | (1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 |

8-2) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 本町の基幹インフラは河川に沿って集中しているため、災害発生による交通インフラの分断は極めて甚大な被害をもたらすおそれがある。
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある。

〈推進方針と指標〉

道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|---|---|
| 【行政機能（消防等）】 | ○ 災害によって地籍の確認が困難になると想定される津波浸水想定区域から調査の実施に着手〔総務課〕 |
| 【交通・物流】 | ○ 〔再掲〕 高速道路へのアクセス性の向上、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を県等の関係機関に積極的に要請（町道改良事業）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 第2次緊急輸送道路（国道371号、県道すさみ古座線）、第3次緊急輸送道路（県道那智勝浦古座川線）の安全度・耐震性能の向上（地震防災緊急事業「緊急輸送道路」）【県】〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 住宅密集地区における消防困難地域を解消する幹線町道の整備（地震防災緊急事業「消防活動が困難である区域の解消に資する道路」）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 道路の防災、減災対策の実施（道路ストック（防災対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 橋梁の耐震化及び耐災化（橋梁維持修繕（長寿命化対策）事業）〔建設課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 避難路の整備〔総務課〕 |
| | ○ 〔再掲〕 農山漁村地域整備事業による農林道の防災・減災対策の推進〔地域振興課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【交通・物流】に記載 |
| ■ 指標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定地域の地籍調査実施率（立会済）36.8%（H27）⇒100%（H31）（法務局送付済） ・ 緊急輸送道路等の道路斜面要対策箇所改善促進【県】 ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化の促進【県】 ・ 特定避難路：未指定（H27）⇒和歌山県と協議し指定 特に七川地区の「通行不能となるおそれのある避難路」である町道3路線（地域防災計画資料編 p2-37）の整備（地震防災緊急事業「避難路」） ・ 森林整備計画の「基幹路網整備計画」に基づく林道の整備 改良 1路線 ・ 農道橋・林道橋の定期的な点検診断実施 | |

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保 | (1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 |
| 第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅲ.1.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 | (1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 |



三尾川地区 (H23)

8-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町で発生する災害廃棄物（可燃物、不燃物の合計）は3連動地震の場合 18,000 t、南海トラフ巨大地震の場合 51,000 t とされており、復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物となる。
- 大規模災害時のストックヤードが狭いことから、その処理を適切に実施できなければ、災害廃棄物の処理が停滞し、道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。
- 有害物質の流出等により、災害廃棄物が汚染されているおそれがある。
- 津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性がある。

〈推進方針と指標〉

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

| ■ 施策の分野と推進方針 | |
|------------------------|--|
| 【環境】 | ○ [再掲] 宝島クリーンセンター（可燃ごみ）・池野山環境衛生センター（し尿）の耐震化及び耐災化（二町衛生施設事務組合繰出金）〔住民生活課〕 |
| 【老朽化対策】 | ○ 【環境】に記載 |
| ■ 指標 | |
| ・ 災害廃棄物処理計画を策定（H28 予定） | |

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 | (1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 |



災害廃棄物 (H23)

8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 高齢化や過疎化の進行等によって近隣とのつながりが希薄になっており、発災後は地域コミュニティ機能の低下や治安の悪化等が懸念される。
- 地元住民が組織する自主防災組織についても、核となるリーダーの固定化、高齢化などによって、自主防災組織の取組みが形骸化してしまうおそれがあり、結果として復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。



避難所リーダー研修

〈推進方針と指標〉

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

■ 施策の分野と推進方針

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 【リスクコミュニケーション】 | ○地域助け合い運動（地域生活支援推進事業）〔健康福祉課〕 |
| | ○災害に関する教室（公民館活動事業）〔教育課〕 |
| | ○防災学習の実施（古座川寺子屋塾）〔教育課〕 |
| | ○〔再掲〕ボランティア育成（大学等連携交流助成）〔総務課〕〔教育課〕 |
| | ○町民参加まちづくり推進（広報・広聴事業）〔総務課〕 |
| | ○〔再掲〕学校での防災教育（保・小・中一貫教育推進事業）〔教育課〕 |
| | ○〔再掲〕防災リーダー育成（地域おこし協力隊事業）〔総務課〕 |

■ 指標

- ・専門性を持つNPO関係者の災害ボランティア登録：0人（H27）⇒広域的に検討
- ・小中学校での防災教育の実施校数：全ての小中学校
- ・避難所運営研修の継続実施によるリーダー育成

〈参考〉和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

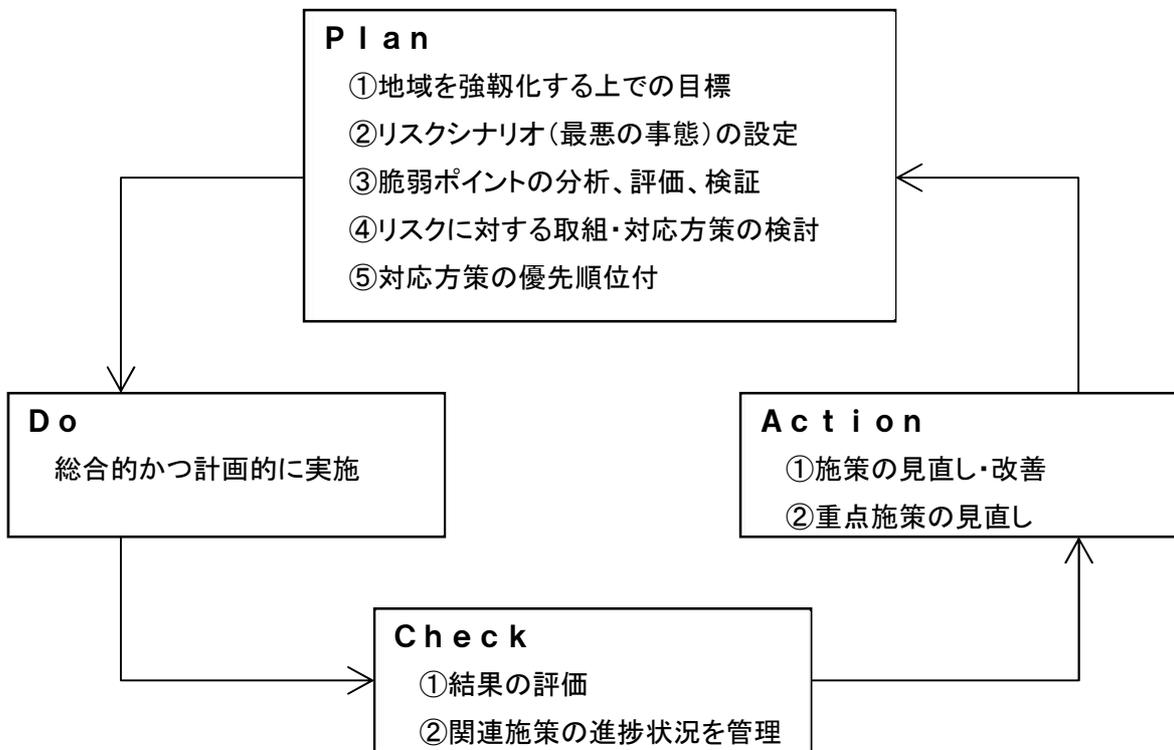
| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化 | (1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築 |
| 第3章Ⅱ.4. 地域の防災体制づくり | (1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底 |
| 第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 | (1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 |
| 第4章Ⅱ.1. 防災教育の充実 | |
| 第4章Ⅱ.2. 防災文化の醸成 | |

VI. 計画の着実な推進に向けて

1. PDCAサイクルによる計画推進

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「和歌山県国土強靱化計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。



2. 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内に設置している「古座川町地域強靱化計画策定委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、和歌山県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

3. 計画の推進期間と重点化プログラム

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、和歌山県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね 10 年を推進期間とし、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。(軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する)

また、本計画の重点化プログラムは、国の計画である「国土強靱化基本計画」において選定された重点化すべきプログラムを基調に、本町の主要施策と関連する以下のプログラムを、本計画において重点化すべき項目と位置づけ推進を図っていく。

| 古座川町国土強靱化地域計画における重点化プログラム | 備 考 |
|---|---------------|
| 1-1) 大規模津波の発生による死傷者の発生 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 1-2) 建物等の複合的倒壊や火災による死傷者の発生 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 1-5) 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 5-1) 食糧等の安定供給の停滞 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 6-2) 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | ■国の重点化プログラム対象 |
| 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ■国の重点化プログラム対象 |

4. 本町の他の計画の見直し

本計画は、本町の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、古座川町地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

古座川町国土強靱化地域計画

和歌山県 古座川町